

周防大島町告示第4号

令和2年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年2月26日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 令和2年3月4日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

藤本 浄孝君

新田 健介君

吉村 忍君

砂田 雅一君

田中 豊文君

吉田 芳春君

平野 和生君

松井 岑雄君

小田 貞利君

新山 玄雄君

中本 博明君

久保 雅己君

尾元 武君

荒川 政義君

○3月5日に応招した議員

○3月23日に応招した議員

○3月24日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和2年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和2年3月4日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和2年3月4日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案の説明・行政報告
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第10号 令和元年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第11号 令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第12号 令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第13号 令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第14号 令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第15号 令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第16号 令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第17号 令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第18号 令和元年度周防大島町水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第19号 令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第20号 周防大島町交通安全指導員設置条例の廃止について
- 日程第20 議案第21号 周防大島町印鑑条例の一部改正について
- 日程第21 議案第22号 周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について
- 日程第22 議案第23号 周防大島町長等の給与の特例に関する条例の全部改正について
- 日程第23 議案第24号 周防大島町観光振興事業助成基金条例の一部改正について
- 日程第24 議案第25号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部

改正について

- 日程第25 議案第26号 周防大島町歴史民俗資料館条例の一部改正について
- 日程第26 議案第27号 周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第27 議案第28号 周防大島町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第28 議案第29号 周防大島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第29 議案第30号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の全部を改正する条例等の一部改正について
- 日程第30 議案第31号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例等の一部改正について
- 日程第31 議案第32号 周防大島町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第33号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例及び周防大島町立病院条例の一部改正について
- 日程第33 議案第34号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第34 議案第35号 辺地総合整備計画の策定について（質疑・討論・採決）
- 日程第35 議案第36号 新町建設計画の変更について（質疑・討論・採決）
- 日程第36 議案第37号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第38号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第39号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第40号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第41号 平成31年度 浮島地区海底送水管布設事業 海底送水管布設工事の請負変更契約の締結について（質疑・討論・採決）
- 日程第41 行政改革等特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案の説明・行政報告

- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第10号 令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第11号 令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第12号 令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第13号 令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第14号 令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第15号 令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第16号 令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第17号 令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第18号 令和元年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第19号 令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第20号 周防大島町交通安全指導員設置条例の廃止について
- 日程第20 議案第21号 周防大島町印鑑条例の一部改正について
- 日程第21 議案第22号 周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について
- 日程第22 議案第23号 周防大島町長等の給与の特例に関する条例の全部改正について
- 日程第23 議案第24号 周防大島町観光振興事業助成基金条例の一部改正について
- 日程第24 議案第25号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第26号 周防大島町歴史民俗資料館条例の一部改正について
- 日程第26 議案第27号 周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第27 議案第28号 周防大島町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第28 議案第29号 周防大島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第29 議案第30号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の全部を改正する条例等の一部改正について
- 日程第30 議案第31号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例等の一部改正について

- 日程第31 議案第32号 周防大島町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第33号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例及び周防大島町立病院条例の一部改正について
- 日程第33 議案第34号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第34 議案第35号 辺地総合整備計画の策定について（質疑・討論・採決）
- 日程第35 議案第36号 新町建設計画の変更について（質疑・討論・採決）
- 日程第36 議案第37号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第38号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第39号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第40号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第41号 平成31年度 浮島地区海底送水管布設事業 海底送水管布設工事の請負変更契約の締結について（質疑・討論・採決）
- 日程第41 行政改革等特別委員会の設置について

出席議員（13名）

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 小田 貞利君	10番 新山 玄雄君
12番 久保 雅己君	13番 尾元 武君
14番 荒川 政義君	

欠席議員（1名）

11番 中本 博明君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 舩本 公治君
書 記 池永祐美子君

議事課長 大川 博君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	代表監査委員	……………	西本 克也君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
病院事業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	中村 満男君
産業建設部長	……………	林 輝昭君	健康福祉部長	……………	近藤 晃君
環境生活部長	……………	豊永 充君	久賀総合支所長	……………	藤井 正治君
大島総合支所長	……………	山本 勲君	東和総合支所長	……………	大川 渉君
橘総合支所長	……………	中村 光宏君			
会計管理者兼会計課長	……………				大下 崇生君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	……………	大元 良朗君
総務課長	……………	中元 辰也君	財政課長	……………	重富 孝雄君
政策企画課長	……………	岡本 義雄君	教育委員会総務課長	……………	木谷 学君
学校教育課長	……………	河内 啓次君	社会教育課長	……………	藤井 郁男君

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和2年第1回周防大島町議会定例会を開会をいたします。

中本議員から、本日の会議に欠席のための通知を受けております。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、久保雅己議員、13番、尾元武議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る2月26日開催の議会運営委員会において協議の結

果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から3月24日までの21日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から3月24日までの21日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

昨年12月定例会以降の諸般について御報告いたします。

まず、本会議に提出されました文書等については、地方自治法の規定に基づき、監査委員から例月現金出納検査（1月・2月実施分）及び定期監査（1月・2月実施分）の結果の報告について提出されましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

また、地方自治法、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査、検査及び審査並びにその他の行為の実施及び報告等に関して、監査委員のよるべき基本事項を定めた周防大島町監査基準もあわせて配付いたしております。

次に、陳情・要望関係については、12月定例議会以降受理したものはございませんでした。

次に、系統議長会関係では、2月4日から6日まで、全国離島振興市町村議会議長会の理事会が東京で開催され、令和2年度の運動方針や国に対する要望事項について協議をいたしました。

翌2月5日には全国町村議会議長会都道府県会長会議、6日には、全国町村議会議長会定期総会、全国町村議員会館運営評議員会議が開催され、令和2年度の運動方針や実施事業について協議を行いました。

2月14日には、山口市において、山口県町議会議長会定例会が開催され、令和元年度歳入歳出補正予算と令和2年度歳入歳出予算並びに令和2年度事業計画について協議がなされ、承認をいたしました。

あわせて、山口県離島振興市町村議会議長会の定例会も開催され、国並びに県等の関係機関、団体に対する陳情要望活動を行うとともに、関係町で連携を図りながら取り組んでいくことが協議がなされ、承認をいたしました。

その他、山口県町議会議長会で実施いたします各種研修事業につきましては、開催日程等が決まり次第、議員各位に御案内を申し上げたいと存じます。

次に、柳井地区広域市町関係では、12月26日と2月20日に柳井地区広域消防組合議会が開催され、吉村議員、久保議員が出席されております。また同じく、12月26日と2月20日には、柳井地域広域水道企業団議会が開催され、藤本議員、新田議員が出席されております。

続いて、町人会関係では、1月19日に開催された東京久賀倶楽部総会へ吉田議員が、2月9日に開催された関西たちばな町人会へは砂田議員が出席をいたしました。議会を代表され、それぞれの会で会員とふるさとをつなぐ最新の情報を届けられるとともに、親睦の輪を広められたことに敬意と感謝を申し上げます。出席いただいた議員の皆様、大変お疲れでございました。

また、5月には東京大島ふるさと会が予定されておりましたが、新型コロナウイルスの蔓延への危惧から中止されることになったことを御報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 施政方針並びに議案の説明・行政報告

○議長（荒川 政義君） 日程第4、施政方針並びに議案の説明・行政報告に入ります。

町長から、施政方針並びに議案の説明・行政報告を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。本日は、令和2年第1回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多忙な折にもかかわらず、御参集を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

令和2年度一般会計予算をはじめ各特別会計予算、並びに諸議案につきまして御審議をいただくにあたりまして、町政運営に臨む私の基本的な考え方の一端を申し述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

国は、日本経済の現状につきまして、アベノミクスの成果が地域に波及し、地方における経済の好循環の前向きな動きが生まれ始めているとしながらも、その先行きは、通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の先行きなどの下方リスクには目配りが必要であるとしておるところでございます。

中長期的課題においては、人口減少、少子高齢化の進行や生産性と成長力の伸び悩み、エネルギー環境制約の高まり、地域経済の活性化、大規模自然災害の頻発、社会保障と財政の持続可能性など、我が国が直面する大きな変化や喫緊の課題は枚挙にいとまがないとし、その上で、人口減少や少子高齢化の急速な進展は、我が国経済が直面する最大の壁としているところであります。

今後の経済財政運営の基本認識としては、経済再生なくして財政健全化なしの基本方針のもと、潜在成長率の引き上げによる成長力の強化、成長と配分の好循環の拡大、誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりの3つの視点を重視した取り組みを推進するとしております。

そして、令和2年度の予算編成においては、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、賃上げの流れと消費拡大などの需要拡大に向けた取り組みやSociety 5.0時代に向けた人材・技術への投資などの生産性の向上に取り組むなど、重要な政策課題への対応に必要な予算措

置を講ずるとし、災害からの復旧や防災対策の強化について、防災・減災、国土強靱化の緊急対策を着実に実行するとともに、台風被害を踏まえた課題を検証し、水害対策を中心に防災・減災、国土強靱化をさらに強力に進め、インフラ老朽化対策を含め、国民の安全・安心を確保するといったしておるところであります。

しかし、その一方で我が国の財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進するとともに、地方においても国の取り組みと基調を合わせ、徹底した見直しを進めるとしているところであります。

さて、去年は平成から令和に御代替わりとなりましたが、令和2年のことしは、私にとりまして、3期目の任期の最後の年であります。同時に、平成20年11月に2代目の周防大島町の町長として、住民の皆様から町政運営の付託をいただいてから、3期12年の最後の年でもあります。まさに、集大成の年となるわけであります。

平成16年10月1日に旧久賀町、旧大島町、旧東和町及び旧橋町の大島郡4町が合併し、周防大島町が誕生いたしました。基幹となる自治体もなく、それぞれが財政基盤の脆弱な4つの町の合併でありました。そのため、新町の将来像として、元気にここに安心して21世紀にはばたく先進の島を目指し、産業振興、教育、交流、生活環境、保健・医療・福祉、防災など、さまざまな分野における施策の体系を構築しながらも、やはり、地方自治の第一の旨とする財政健全化がその前提となり、何よりもこの課題に取り組んでまいりました。

そして、合併当初からの聖域なき行財政改革の取り組みの成果や合併支援策の効果、さらには、国が打ち出した経済対策等を適所に取り組みすることで、まずは、行政サービスの質の向上や住民の生活に密着した施策や基盤整備に、そして、地域が安全安心に暮らせるための防災対策や定住にもつなげる子育て支援の充実等を図ってきたところであります。

しかしながら、人口減少や少子高齢化という課題は、国が、社会の構造変化や地域経済の縮小をもたらす最大の壁とする以前から、本町にとっては切実な課題として、また、喫緊の課題として取り組まざるを得ない状況にありました。そのため、基幹産業である農業や漁業、商工業や観光業の振興を図りながら6次産業化を推進し、さらには、固有の財産である豊かな自然、先人の築いた偉大な歴史を活用して、観光交流人口100万人を目標に、交流人口の拡大による地域活力の創出に努めてまいりました。そして、こうした交流から生まれるひとやしごとへの流れを定住へつないでいく交流から定住へを合言葉に、定住対策の諸施策を展開してまいりました。

その後、国においては、人口減少問題に対応すべく、平成26年11月に、まち・ひと・しごと創生法を制定し、国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成することをまちとし、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保を図ることをひととし、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出をしごととして、一体的な

推進を図ることいたしました。

本町においては、平成27年4月に地方創生への取り組みの意識と意欲を裏付けるものとして、本町独自の周防大島町まち・ひと・しごと創生基金を創設し、さらに、地域活力の好循環を生み出すために、我が町でひとをつくり、そのひとがしごとをつくり、まちをつくるという、まち・ひと・しごとの創生と本町経済の持続的な好循環を確立させるため、同年12月に周防大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実効性のある地方創生の取り組みを推進してまいりました。

交流人口の拡大における観光交流人口100万人という目標は達成いたしました。が、一番の課題である人口の減少については、大きな時代の変化の中にあつて、地方行政を預かるすべての地方自治体がそうであるように、今もなお、その対応や対策は待ったなしの状況にありまして、大変苦慮しているところであります。

今後も引き続き、これまでの子育て支援、教育や居住環境の充実といった施策には、熟度を高めながら、すべての施策が定住につながるという信念のもとに、しっかりとこの難題に立ち向かってまいります。そして、住民の皆様が、だれもが主役になれる町、幸せに暮らせる町づくりを実感できるよう、議員各位の御理解と御協力もいただきながら、職員とともに全力で邁進してまいります。

また、令和2年度は平成16年10月の合併後に、周防大島町の将来像を描き、構想期間を平成18年度から10年間として策定された周防大島町総合計画が、平成28年度から5年間の延長見直しを経て、15年間の終期を迎える年となります。そのため、令和3年度からの将来の周防大島町をつくり描く、新しい周防大島町総合計画を、令和2年度中に策定する必要があります。

さらには、行政改革大綱や男女共同参画プランのほか、障害者計画などの福祉関係の諸計画や健康増進計画、また、計画期間を1年延長いたしました、まち・ひと・しごと総合戦略についても、これを新たに策定していかなければならない年となっております。

過疎地域自立促進計画も、令和2年度に最終年を迎えるところであります。まさに、これまでの町政運営の指針となっていたそれぞれの計画を検証し、改めて、これからの未来の形を創造していく総合計画や総合戦略など、多くの将来計画を構築する節目の年が令和2年度となるわけでありまして、これにつきましても、しっかりとこれからの見据えて取り組んでまいります。

次に、本町の財政状況についてであります。合併年度であります平成16年度の決算状況では、普通会計歳出決算総額が約173億5,000万円、一般会計の地方債残高が262億6,000万円、財政調整基金の残高が約6億4,700万円でありました。財政指標につきましては、経常収支比率が99.6%、単年度実質公債費比率は21.0%の状況にありました。

そして、それを平成30年度の決算状況におきましては、普通会計歳出総額が145億

8,000万円、一般会計の地方債残高が164億5,000万円、財政調整基金残高が約57億9,000万円となりまして、財政指標につきましては、経常収支比率が96.3%、単年度実質公債費比率が11.4%であり、平成19年度に187.6%であった将来負担比率も平成30年度決算では、47.0%と大きく改善が図られているところであります。

この間には、身の丈に合った予算・決算規模への移行や財政の健全性を図るための義務的経費等の縮減、安定した財政運営のための基金確保など、財政環境の改善に努め、一定の成果があらわれたものと考えております。

しかしながら、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等につきましては、早期健全化基準を下回ってはいるものの、水準としては、やはり、まだ高い状況にあり、さらに、地方交付税による合併支援は令和元年度に終了する中で、財政構造の弾力化を示す経常収支比率においては、実質的に悪化の状況にあるなど、引き続き、行財政改革には強い姿勢で取り組んでいく必要があります。

現在の本町が置かれている財政状況は、恒常的な安定を確保できた状況にはないものの、これから確実に行財政改革を展開させていくための態勢は整っている状況にあると考えております。そのため、今後の財政運営に当たっては、戦略的な未来への投資に気を配りながら、将来の財政を取り巻く環境を厳しく見通し、歳入に見合う歳出、基金繰入金に頼らない予算編成という基本姿勢のもと、行財政改革には、不変の覚悟で臨んでまいります。

それでは、令和2年度における重点政策について申し上げます。

まずは定住対策についてであります。

過疎・少子高齢化は我が国全体の深刻な問題でありまして、定住対策はその町の行政機能を維持するためにも、必ず取り組まなければならない課題であります。私といたしましては、今期4年間の町政を担うにあたっては、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げます安定した雇用の創出、新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える、安心な暮らしを守り連携した地域の創造、というこれまでの基本目標の達成に向け、あらゆる政策資源をつぎ込み、やれることはすべてやるという覚悟で臨むと申し上げてまいりました。

これまで、子育て世代への支援といたしまして、義務教育終了時までの医療費自己負担における所得制限なしの全額助成、3歳未満の幼児の保育料についても所得制限を撤廃し、また、副食費を支援する保育料完全無償化といった子育てしやすい環境づくりや全ての小中学校の空調設備整備、語学留学や英検、数検、漢検の検定受験費の全額助成、ICT環境整備やこれを拡充するGIGAスクール構想への取り組みなどの教育環境の充実を図ってまいりました。

また、交流から定住への取り組みといたしまして、移住相談のほか、若者定住促進住宅建設事業や空き家有効活用事業など、住、住まいです。住の確保による居住環境の充実を図るとともに、

営農塾、帰農塾の開講や柑橘園地の再編事業など、基幹産業の振興と展開、起業支援や地域資源の活用による産業活力の向上、さらに、廃校や空き家へのICTを活用したサテライトオフィスの誘致など、雇用の創出にも努めてまいりました。

今後もあらゆる可能性を模索し、引き続き、定住に向けた事業の拡大と新たな事業の取り組みにより、定住意欲の高揚を図り、住んでみたくなる、住み続けたくなるまちづくりを目指して、まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進してまいります。

第2は防災安全対策であります。

私は、防災安全対策については、町民の生命や財産を守り、安全・安心な生活を確保することで、まちづくりを進める上で何よりも大切であると考え、あらゆる事故や災害において、1人の犠牲者も出さない、その覚悟で防災・減災に関する施策を積極的に推進すると申し上げてまいりました。

これまで、防災・減災対策として、公共施設の耐震化は必須と考え、学校施設や町立病院の耐震化100%を達成するとともに、非常時の拠点となる大島防災センターの整備や町内18カ所に防災備蓄倉庫を設置し、さらには、災害発生時の避難道路としての町道の新設改良整備などを進めてまいりました。また、近年の台風や集中豪雨などの自然災害は、その規模や頻度は年々拡大してきており、生命、財産に及ぼす被害状況に恐怖感や危機感を覚えるところであります。

国においては、こうした自然災害を教訓に、防災・減災対策、国土強靱化の取り組みを加速させるとする中で、地方自治体には、災害救助体制などの地域防災力の充実強化や災害対応力の向上が求められており、地域住民の安全、安心を確保するためには、今以上の防災対策、災害対策が必要となります。

これまで、地域が主体となって取り組む実効性のある自主防災組織の確立支援や自助、共助、公助、それぞれの役割の意識付けなどに重点的に取り組んでまいりましたが、さらに個人、地域コミュニティ、地域の福祉や消防組織、そして自治体との連携強化やコーディネートの人材育成とともに、支え合いや避難行動などにおいても、本町の特性を生かせる防災機能を確立していきたいと思っております。

防災安全対策として求められるものは、自然災害だけではなく、火災、交通安全、防犯対策、さらには、最近では、大規模な事故や感染症対策なども考えられ、こうしたことにも幅広く取り組んでいく必要があります。

次に、第3として、健康づくりであります。

私はこれまで、健康づくりという課題については、みずから積極的に健康づくりに取り組み、生活習慣の見直しを行うなど、疾病を予防し、健康レベルの向上を図り、健康寿命の延伸を目指すため、健診の受診率を高めるとともに、健康づくりに必要な情報の提供を行うと申してまいり

ました。

国においては、人生100年時代の安心の基盤は健康であるとして、予防・健康づくりには、個人の健康を改善することで将来の不安を解消する。健康寿命を伸ばし、健康に働く方を増やすことで、社会保障の担い手を増やす。高齢者が重要な地域社会の基盤を支え、健康格差の拡大を防止するという多面的な意義があるとしております。

本町におきましても、これまでの取り組んでまいりました減塩及び運動・活動による生活習慣の改善を図り、健診や医療による健康管理を行いながら、住民と行政が協働した健康づくりを推進する健康増進計画と、減塩活動を通じて一人ひとりの生活や健康状態に応じた食習慣の改善を図り、住民と行政が協働して食環境を整えながら食育を推進する食育推進計画をもとに、健康寿命の延伸を目指すことに取り組んでおり、引き続き、これを推進してまいります。

また、高齢者がいつまでも社会の担い手であることは、社会の活力の増進や社会保障費の軽減につながることから、生涯を通じた減塩運動と運動・身体活動の推進、健診の受診率の向上等による疾病の早期発見と早期治療、自主的な健康づくりへの参画や社会習慣の見直し、さらには、地域の実情に合った本町独自の取り組みも充実させることが大切であります。

だれもが、生涯にわたって社会に参画し、健康で自立した暮らしを送っていただくために、健康づくりの施策に粘り強く取り組んでいく必要があります。幸せに暮らせる町を実感していただくために、健康寿命が平均寿命に近づくことを目指してまいります。

以上、定住対策、防災・安全対策、そして健康づくりの課題への対応が令和2年度の重要な政策であります。

これからも、まじめに、誠実に、地道に、謙虚に、そして確実に、の初心に立ち返り、これ以上ない極めて誠実なことをあらかず至誠と、全体が程よくつり合い、矛盾や衝突がなく、バランスよくまとまっていることとする調和の心がけをもって、住民と地域に密着した事業や、これらの重要課題に取り組んでまいります。

行政には、丁寧かつ慎重に物事を進めていく利点と、打つべき手は1年でも早く打つことの利点の、双方真逆の成果が求められます。これに対応するためには、これまでに培ってきた行政運営の経験と英知が求められるものであり、これらを職員とともにしっかり意識し、また、共有してまいりますので、町議会をはじめ、関係各位のなお一層の御支援と御協力をお願いいたします。

それでは、令和2年度の当初予算編成について御説明を申し上げます。

令和2年度当初予算の性格であります。その前に、平成30年度の決算のことを少し申し上げさせていただきます。

平成30年度の決算におきましては、7月の豪雨災害、10月の大島大橋損傷事故に対する予

算は、たくさんの補正予算を組みましたので、最終的には145億9,000万円あまりの膨大な決算額となりました。そして、平成31年度、令和元年度であります。この予算につきましても、前年度のこれらの影響から、現在、146億6,000万円あまりの予算額となっております。そして、財政規律や財政の健全性を失わせるような状況が続いておるわけであり。そこで、令和2年度の予算は、本格的に財政の健全化を取り戻す、そして、健全化に取り組む予算と位置付けております。

さて、総務省による地方財政対策においては、通常収支分として、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組むにつれ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを基本とし、地方税、地方交付税の一般財源総額については、前年度比1.2%増の63兆4,318億円を確保するをいたしておるところであります。

また、地方交付税においては、その総額を16兆5,882億円とし、前年度比では2.5%、4,073億円の増額としており、地方創生を推進するための基盤ともなる地域社会の持続性を確保するため、地方財政計画に新たに歳出として、地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための地域社会再生事業費、これ仮称ではあるんですが、地域社会再生事業費、約4,200億円を計上するをいたしておるところであります。

こうした状況のもと、令和2年度当初予算の編成にあたっては、第3次周防大島町行政改革大綱実施計画の行程にとらわれることなく、積極果敢に事業の見直しに取り組むとともに、恒常的かつ大幅な財源不足に対応するため、一般財源にはシーリングを設けるなど、将来の厳しい財政環境への危機感を全職員で共有しながら、本町が直面する厳しい課題の解決には、引き続き、攻めの姿勢で臨むなど、調和のとれた、発展を目指すこととして、予算編成に臨んだところであります。

令和2年度の事業の内容について特に申し上げますと、まず、保育完全無償化事業であります。国の指導のもとに、令和元年10月より保育料等の無償化が実施されましたが、その中身については、3歳未満児においては所得制限による負担が、そして、3歳以上児にあっても、副食費の負担が生じるという不完全なものであります。

そこで、本町の独自の取り組みとして、いずれも、町がこれを支援することで、保育料等の完全無償化を図ることとし、令和2年度以降においても、これを引き続き実施することといたしました。

次に、GIGAスクール構想への対応であります。

本町ではこれまで、ICT教育推進事業として、再編交付金等を活用しながら、各小中学校の

情報教育授業時には、そのクラス全員に端末を配置できるよう、ICT教育環境の整備に努めてまいりました。

このたび国において、全ての児童生徒に1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想が打ち出されましたことから、本町においてもこれに取り組むことといたしました。国の財源措置等の関係から、令和元年度補正予算に計上することとなりましたが、令和2年度中の事業展開になることから、これにしっかりと対応してまいりたいと考えております。

もう1つは、補助事業を見直し、直接事業化するという点についてであります。

昨年には、町職員の不祥事によりまして、議員各位及び町民の皆様には大変な御心配と御迷惑をおかけしたわけではありますが、その改善策の1つとして、令和2年度予算において、定住対策事業補助金や郡体育協会補助金など、5つの補助金事業について、全部、またはそのほとんどを、町会計による直接事業に移行することといたしました。他の補助金事業につきましても、令和2年度中に検討してまいりたいと考えております。

それでは、お手元にお配りいたしました当初予算の概要により御説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

本町の令和2年度当初予算は、一般会計で138億9,500万円、国民健康保険事業特別会計から渡船事業特別会計までの特別会計を合わせると、総額で209億1,890万3,000円、水道事業特別会計では、収益的支出で8億1,192万9,000円、資本的支出で1億9,348万3,000円、令和2年度から企業会計に移行いたします下水道事業特別会計では、収益的支出が8億3,984万8,000円、資本的支出で16億8,538万7,000円、病院事業特別会計では、収益的支出で52億5,539万8,000円、資本的支出で9億4,517万4,000円の予算となったところであります。

一般会計では、対前年度比3.4%の減、4億9,200万円の減額予算となっておりますが、合併特例債を活用した合併地域振興基金積立金の完了及びプレミアム付商品券発行事業の終了による大幅な減額となっております。

なお、新規事業につきましては、32事業となっております。

3ページをお願いいたします。

一般会計の歳入の状況でございますが、1款町税は前年度の課税状況等を考慮し、13億1,140万1,000円、対前年度比1.4%の減額計上としております。

2款地方譲与税や7款地方消費税交付金につきましても、前年度の実績見込み、または地方財政計画等により試算計上しており、地方消費税交付金につきましては3億2,000万円となっております。

10 款地方交付税は1 億円増額の7 4 億6, 0 0 0 万円を計上いたしました。地方財政計画の伸び率を考慮し、合併特例措置が終了したことによる影響もありますが、決算ベースでの伸びも考慮しての増額計上となっております。

これに、21 款町債の臨時財政対策債2 億3, 0 0 0 万円を加えた広義の地方交付税は7 6 億9, 0 0 0 万円と見込んでおまして、対前年度比0. 8%の増額となっております。これは主に、地方財政計画による地方交付税の増額が影響しております。

14 款国庫支出金につきましては、4, 1 7 0 万2, 0 0 0 円の減額で、前年度比3. 3%の減、1 2 億1, 6 0 1 万2, 0 0 0 円となっております。

16 款の財産収入につきましては、県道拡幅のための町有地売却が完了したことによる大幅な減額となっております。

18 款の繰入金ではありますが、各基金の取り崩しでございますが、財源不足を補うための財政調整基金から2 億3, 1 7 0 万円、公債費に充当する減債基金が1 億2, 7 0 0 万円、再編交付金を財源に積み立てたちびっこ医療費助成事業基金から1, 8 8 0 万円、観光振興事業助成基金から1, 1 5 0 万円、福祉医療費一部負担金助成事業基金から1, 1 4 0 万円、外国語活動推進事業基金から8 3 0 万円と、ふるさと寄附金を積み立てたふるさと応援基金から5 4 0 万円、CATV加入促進のための基金から1 4 0 万円を取り崩すことといたしております。また、まち・ひと・しごと創生基金から9, 1 6 0 万円を、さらに、周防大島高等学校通学支援費給付基金から5 0 0 万円を繰り入れることといたしております。

20 款の諸収入では、2 億4 3 6 万3, 0 0 0 円減、5 1. 2%の減となっておりますが、これはプレミアム付商品券発行事業の終了による代金収入減が主な要因となっております。

21 款町債につきましては、3 億2, 6 5 0 万円の減額で、1 8%の減、1 4 億9, 1 4 0 万円の計上となっておりますが、過疎対策事業債のほか合併特例債、臨時財政対策債がその主なものであります。

以上が歳入の状況であります。4 ページにお示ししておりますとおり、町税等の自主財源比率は1 7. 3%でありまして、依然として、地方交付税や国・県支出金、町債といった依存財源に8 2. 7%頼らざるを得ない財政環境となっております。

さて、5 ページは目的別の歳出であります。歳出につきましては、6 ページの性質別歳出で御説明を申し上げます。

まず、義務的経費ではありますが、人件費は対前年度比5, 8 7 5 万1, 0 0 0 円の増額で3. 3%の増となっておりますが、これは会計年度任用職員制度が開始されるということに伴う影響となっております。

公債費につきましては、前年度と比較して2, 8 6 6 万5, 0 0 0 円減の1 8 億5, 8 1 2 万

3,000円と減額傾向となっております。

扶助費は17億1,634万6,000円の計上で、対前年度より3.3%の減となっておりますが、主には、世帯数及び受給者数の減による生活保護扶助費の減額が影響しているところであり、ります。

次に、投資的経費であります、普通建設事業費は、対前年度比19%、2億5,612万1,000円の増額となっておりますが、若者定住住宅建設事業や町道の整備事業による増額が主な要因であります、橘斎場設備の改修工事や橘総合センター駐車場浸水対策事業の完了による減額も含まれておるところであります。

災害復旧事業費は、町道の災害復旧事業の完了による大幅な減額となっております。

次に、その他であります、物件費は、主に、会計年度任用職員制度の開始による人件費への移動の影響によりまして、対前年度比5.6%減、1億1,842万8,000円の減額となっております。

補助費の大幅な増額及び繰出金の大幅な減額につきましては、下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計・漁業集落排水事業特別会計の3会計が企業会計へ移行することから、繰出金から補助金に性質が変更となることが主な要因となっております。

積立金は合併特例債を活用した合併地域振興基金の積み立ての完了による5億720万3,000円の大幅な減額となっております。

次に、7ページの地方債の状況でございますが、一般会計におきましては、起債残高は2億5,440万円の減、165億1,892万3,000円になると見込んでおります。一般会計の起債残高は合併時の262億5,900万円から97億4,000万円の減少を見まして、37%減少するということになります。

8ページには、各基金の状況をお示しをいたしております。

財政調整基金は、今年度末では55億2,330万円となり、合併時の6億4,700万円から大幅に増額をいたしておりますが、新年度予算では2億3,170万円の取り崩しを予定しておるところでございます。

続いて、主要事業の概要について御説明いたします。

幸せに暮らせるまちづくりのために、5本の柱に沿って主要事業を取りまとめたものを10ページから掲載をいたしております。この中で、主に、新規事業についてその概要を説明させていただきます。

第1に、安心して子供を産み育てる町という取り組みであります、それは子育て支援等についてであります。

まず、GIGAスクール構想整備事業は、令和2年3月補正予算にて計上いたしておりますが、

コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、学習活動の充実を図ることを目的として、小中学校にネットワーク及びタブレット等の整備を行うものであります。

次に、保育完全無償化事業では、子育て支援対策として、昨年10月から開始したもので、国の制度に上乗せをして町独自の無償化を行うことで、副食費を含め、完全な無償化事業として実施し、子育て世代の負担軽減を図ろうとするものであります。

子育て施設等利用給付事業は、3歳以上児や住民税非課税世帯の3歳未満児に認定を受けた認可外保育施設や一時預かり事業等を利用する際に、利用料の限度額までの無償化を行うものであります。

国際交流支援事業は、支援員を配置し、児童生徒や町民との国際交流活動を通して、外国における文化や言語等への興味・関心の向上を図るものであります。

また、スクールバス整備事業は、学校統合により、令和3年4月から路線の変更及び新設が行われることから、新規に2台の購入をするものでございます。

拡充の語学留学支援事業は、高校生の留学先をハワイのカウアイ島の予定としておるところであります。

なお、継続の若者定住促進住宅建設事業は、子育て支援対策として、今年度2期分、4戸の建設と第3期分の用地購入を予定しているところであります。

次に、12ページをお願いいたします。

2本目の柱でありまして、働く意欲の湧き出る町ということについてであります。

周防大島町地域活性化事業は、これまで災害対策寄附金として、皆さんからお寄せいただきました温かい御支援を財源とし、町民1人あたり3,000円のクーポン券を発行することで、住民の皆様に還元するとともに、町内の商工業の活性化を図ろうとするものでございます。

次に、14ページ、3本目の柱であります。自然と環境にやさしい町、生活環境の整備について申し上げます。

上下水道料金窓口業務と包括業務は、上下水道事業の運営の効率化等を目的とし、料金請求や収納、メーター検針業務等の窓口業務全般の包括委託を行おうとするものであります。

次に、晩年を豊かで安心して過ごせる町という取り組みであります。ため池ハザードマップ作成事業は、ため池が決壊するおそれのある場合や決壊した場合に、迅速かつ安全に非難するため、ため池ハザードマップを作成しようとするものであります。

次に、16ページをお願いいたします。

5本目の柱であります。次世代に素敵な未来を約束する町の取り組みについてであります。

タブレット導入事業は、議会関連資料のペーパーレス化と文書保存や管理の効率化並びに議会

運営の効率化を図るものであります。

大学等連携地域活性化事業補助金は、大学等が活動の1つとして、町と連携して行う地域の活性化に対する実践活動や地域活動を支援し、地域に継続的にかかわる若者や関係人口の創出を図ろうとするものであります。

白木公有地整備事業は、道の駅に隣接する老朽化した遊具等の解体・撤去を行い、新たに遊具の設置をし、白木公有地にさらなる賑わいをもたらすことを目的としておるものであります。

ゆめはな開花プロジェクト推進事業は、大島連山の遊歩道を活用したウォーキングイベントや自然や史跡の名所・旧跡にスポットを当てたエコツアーを実施しようとするものであります。

以上が、主要事業の概要であります。19ページ以降には、事業の概要についてまとめておりますので、後ほど御高覧いただければと思います。

また、35ページには合併関連事業、そして、36ページには再編交付金の関連事業、37ページには地方創生関連事業となります。まち・ひと・しごと創生基金事業を掲載をいたしております。

38ページ以降には、合併後の本町の財政状況を参考資料として添付しておりますので、あわせてご覧をいただきたいと思っております。

以上が周防大島町の令和2年度当初予算案の概要でございます。

続きまして、議案の説明を申し上げます。

今期定例会に提案いたしております案件は報告3件、諮問1件のほか、令和2年度各会計当初予算、令和元年度補正予算、条例の改正などあわせて45件であります。

報告第1号及び報告第2号は、損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理をいたしましたことを報告するものであります。

報告第3号は変更契約の締結について、専決処分により処理をいたしましたので、これを報告するものであります。

諮問第1号は、任期満了に伴う人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の御意見を求めるものであります。

議案第1号は、令和2年度一般会計予算についてであります。予算総額は138億9,500万円となっております。前年度当初予算比4億9,200万円の減額、率にして3.4%の減となっております。

議案第2号から議案第9号までは、令和2年度各特別会計予算にかかわるものでございます。

議案第2号は、令和2年度国民健康保険事業特別会計予算であります。一般会計から2億9,218万8,000円を繰り入れて、予算の総額は29億2,958万3,000円となっております。前年度当初予算比1,723万3,000円の減額であります。

議案第3号は、令和2年度後期高齢者医療事業特別会計予算であります。一般会計から1億6,381万9,000円を繰り入れて、予算の総額は4億7,624万3,000円となっておりまして、前年度当初予算比1,388万9,000円の増額となっております。

議案第4号は、令和2年度介護保険事業特別会計予算についてであります。一般会計から5億7,880万9,000円を繰り入れて、予算の総額は34億6,549万5,000円となっておりまして、前年度当初予算比758万5,000円の増額であります。

議案第5号は、令和2年度簡易水道事業特別会計予算であります。一般会計から2,256万円を繰り入れて、予算の総額は6,930万9,000円となっておりまして、前年度当初予算比2億9,530万6,000円の減額となっております。

議案第6号は、令和2年度渡船事業特別会計予算であります。一般会計から1,678万9,000円を繰り入れて、予算の総額は8,327万3,000円となっておりまして、前年度当初予算比503万6,000円の増額であります。

議案第7号は、令和2年度水道事業特別会計予算であります。企業会計予算での計上ですが、収益的予算については、収入合計を8億3,306万9,000円、支出合計を8億1,192万9,000円とし、資本的予算につきましては、収入合計を1,360万円、支出合計を1億9,348万3,000円とするものであります。

議案第8号は、令和2年度下水道事業特別会計予算であります。

収益的予算につきましては、収入合計を9億1,645万5,000円、支出合計を8億3,984万8,000円とし、資本的予算につきましては、収入合計を14億2,549万3,000円、支出合計を16億8,538万7,000円とするものであります。

議案第9号は、令和2年度病院事業特別会計予算であります。

収益的予算につきましては、収入合計を52億5,539万8,000円、支出合計を52億5,539万8,000円とし、資本的予算については、収入合計を1億4,599万円、支出合計を9億4,517万4,000円とするものであります。

○議長（荒川 政義君） 町長、ちょっと休憩しましょうか。議案第10号から。

暫時休憩します。

午前10時29分休憩

.....

午前10時43分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 議案第10号から議案第19号までは、令和元年度各会計にかかる補正予算にかかわるものであります。決算見込みによる減額補正が主なものであります。

議案第10号は、令和元年度一般会計補正予算（第4号）であります。

既定の予算から3億9,846万4,000円を減額し、補正後の予算を146億6,432万4,000円とするものであります。

議案第11号は、令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算に3,445万5,000円を追加し、補正後の予算を32億2,095万4,000円とするものであります。

議案第12号は、令和元年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算から2,518万7,000円を減額し、補正後の予算を4億3,721万1,000円とするものであります。

議案第13号は、令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

保険事業勘定の既定の予算から、1億2,384万8,000円を減額し、補正後の予算を35億2,622万7,000円とし、介護サービス事業勘定の既定の予算に53万3,000円を追加し、補正後の予算を810万9,000円とするものであります。

議案第14号は、令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算から4,939万6,000円を減額し、補正後の予算を3億1,740万5,000円とするものであります。

議案第15号は、令和元年度下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算から1億4,996万9,000円を減額し、補正後の予算を14億5,557万1,000円とするものであります。

議案第16号は、令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算から447万円を減額し、補正後の予算を2億9,125万円とするものであります。

議案第17号は、令和元年度漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算から2,463万円を減額し、補正後の予算を4,335万3,000円とするものであります。

議案第18号は、令和元年度水道事業企業会計補正予算（第2号）についてであります。

業務の予定量、収益的収入及び支出予算並びに資本的収入及び支出予算等において所要の補正を行うものであります。

議案第19号は、令和元年度病院事業局企業会計補正予算（第3号）についてであります。

業務の予定量のほか、収益的収入及び支出予算並びに資本的収入及び支出予算等において所要の補正を行うものであります。

議案第20号から議案第33号までは、条例の改正に関するものであります。

議案第20号は、周防大島町交通安全指導員設置条例の廃止については、地方公務員法の一部改正により交通指導員の身分が非常勤の特別職に該当しなくなることから、条例等の整理を行うものであります。

議案第21号は、周防大島町印鑑条例の一部改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されたことによりまして、印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されたことから、所要の条例改正を行うものであります。

議案第22号は、周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から導入されることに伴いまして、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例のほか職員の身分や勤務条件などを規定する条例において、会計年度任用職員に関する規定を加える等、所要の改正を行うとするものであります。

議案第23号周防大島町長等の給与の特例に関する条例の全部改正については、町長の給与を減額するにあたり所要の改正を行うものであります。これは令和元年10月に発覚いたしました、周防大島町定住促進協議会事務局の着服横領事件についてその関係管理監督者に対して、令和2年1月9日付で管理監督者処分を行った上で、私自身も町の責任者として、政治的、道義的責任を痛感し、減額の申し出を行っておりますことから、これに対応するためのものであります。

議案第24号は、周防大島町観光振興事業助成基金条例の一部改正については、これまで観光振興事業基金を充当できる事業については、一般社団法人周防大島観光協会並びに大島郡体育協会を通じて実施するものに限定されておりましたが、これを拡充し、本町が直接実施する事業や他の団体が行う事業も可能となるよう所要の改正を行うものであります。

議案第25号は、周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正でありましては、これにつきましては、油田小学校を森野小学校に統合するにあたり、未施行であります周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の所要の改正を行うものであります。

議案第26号は、周防大島町歴史民俗資料館条例の一部改正について、大島歴史民俗資料館を廃止するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第27号は、周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴いまして、代替保育の提供先の緩和等の所要の改正を行うものであります。

議案第28号周防大島町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴いまして、放課後児童支援員認定資格研修の実施者の拡大について所要の改正を行うものであります。

議案第29号周防大島町介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行令の一部が改正されることから、低所得者の介護保険料軽減に伴う保険料について所要の改正を行うものであります。

議案第30号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の全部を改正する条例等の一部改正については、令和2年4月1日施行予定の公共下水道設置及び管理条例の全部を改正する条例等において、消費税及び地方消費税の取り扱いに関する記述を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第31号周防大島町営住宅及び一般住宅条例等の一部改正については、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、連帯保証人制度の見直し等所要の改正を行うものであります。

議案第32号周防大島町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の一部改正については、議案第22号と同様、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により会計年度任用職員制度が導入されることによりまして、会計年度任用職員に関する規定を加える等の改正を行うもので、当該全部改正条例の施行日が令和2年4月1日と未施行のため、所要の改正を行うものであります。

議案第33号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例及び周防大島町立病院条例の一部改正については、地方自治法等の一部を改正する法律の施行及び施設の名称変更に伴いまして、所要の改正を行うものであります。

議案第34号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更については、事務の共同処理をする団体の変更等について、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、現行計画で未了となる海底送水管布設事業及び漁業集落排水施設の更新を公共的施設の整備計画とする浮島辺地総合計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律により、合併特例債を起すことができる期間が5年間再延長されたことから、新町建設計画の計画期間を延長するなどの変更をすることについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号から議案第40号までは、指定管理者の指定についてであります。

議案第37号は油宇集会施設、議案第38号は小泊集会施設、議案第39号は高齢者生活福祉センター和田苑、議案第40号は高齢者生活福祉センターしらとり苑を、それぞれの施設に係る指定管理者の指定についてお諮りするものであります。

議案第41号は、平成31年度浮島地区海底送水管布設事業海底送水管布設工事の請負代金を増額する請負変更契約の締結について、議会の議決をお願いするものであります。

以上、各案件につきまして、提出議案の御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明いたしますので、何卒慎重なる御審議の上適切なる御議決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

この際、8点について行政報告をいたします。

米軍岩国基地関連についてであります。まずこのことについて、御報告をいたします。

既に新聞やテレビ等で報道されておりますが、1月27日に中国四国防衛局より、航空機騒音自動測定装置設置等業務の入札公告をしたとの連絡がありまして、今年度末までに、安下庄小学校の屋上に設置できるとのことです。

航空機騒音の測定については、以前から幾度か議会で御説明しておりますが、本町での航空機騒音の状況等を把握するため、国に対しまして、騒音測定器の増設についての要望を行ってきたところであります。

今回、安下庄小学校屋上に騒音測定器が設置されることにより、島の南側での騒音状況の把握ができることとなりますが、本町といたしましては、今後もより多くの情報を収集できるよう、引き続き、航空機騒音測定器の増設を国に対して要望してまいりたいと考えております。

次に、昨年7月から山口県が実施をいたしております、住宅環境改善支援事業の申請等の状況について御報告いたします。

本年度の申請は、1月末で終了いたしておりますが、本町からの申請件数は255件、交付申請額は2,242万4,000円で、岩国市、和木町を合わせた県全体での申請件数は460件、交付申請額は4,099万7,000円という状況であります。

住宅環境改善支援事業につきましては、令和2年度においても継続される予定でありますので、チラシ等の配布によりまして、周知を図ってまいりたいと考えております。

元職員による横領着服事件についてであります。12月定例議会で御報告いたしましたが、昨年10月に発覚いたしました、元職員による周防大島町定住促進協議会の運営費を横領着服した事件について、その後の状況等について御報告いたします。

昨年の12月22日に、元職員が実家にいるとの情報があり、総務課職員が実家に出向き本人と直接話をすることができました。その後、元職員が今から大島庁舎に出向いておわびをしたい

との申し出があったことから、副町長をはじめ、総務部長、総務課長、人事行政班長の4名が大島庁舎に待機し、午後4時45分ごろ、大島庁舎に出向いてまいりました本人から今回の不祥事について事情を聴取いたしました。

その際に確認した事項の主なものを申し上げますと、横領については、他に関係者がいるのかについては、本人ひとりで行ったということであります。書類の改ざん、横領は平成27年度以前、また一般会計、町会計で行っていないかについては、それはしていないとのことであります。横領した損害金を返済する考えはあるかについては、返済していかなければいけないと思うとのことであります。町が確認した被害額で間違いはないかについては、改ざんもしているので資料を見ても判断できない部分もあるが、資料を見る限りほぼ間違いはないと思うとのことであります。

次に、これに係る刑事告訴についてであります。昨年からの告訴に必要な資料の作成や顧問弁護士との協議を重ね、本年1月16日に顧問弁護士、総務課長、人事行政班長の3名が柳井警察署に出向き、告訴状提出のための協議を行ってまいりました。

その後、柳井警察署から告訴状を受理するとの連絡がございましたので、2月19日に顧問弁護士、総務課長、人事行政班長の3名で告訴状を提出し、受理されたところであります。

今後、何らかの動きがございましたら、本議会へ報告してまいります。

3点目は、大島大橋損傷事故の関連事項であります。

はじめに、本町が県や柳井地域広域水道企業団と同様に損害の全額賠償を求めて広島高等裁判所に即時抗告を申し立てておりましたが、2月21日にその判決がなされ、2月25日に町の代理人弁護士より決定書を受理したとの連絡がございました。

結果といたしましては、本町の主張が認められることはございませんでした。棄却の理由といたしましては、船長には認識ある無謀行為があったとの判断はありうるが、船舶所有者には、認識ある無謀行為があったとは認められないこと等が主な理由であります。

いずれにいたしましても、棄却されたことは大変残念であり、町民の方々をはじめ、事業者に対しまして、大変申し訳ない気持ちであります。一方、加害船舶所有者に対しては、改めて強い憤りを感じているところであります。

今回、広島高等裁判所の決定に対して、特別抗告等といった手続きも考えられるわけですが、いずれの手續についてもかなりハードルが高く、認められる可能性は非常に厳しいというふう聞いております。

そのような状況において、次の対応、要するに特別抗告などがございますが、次の対応を行うことが果たして町民の方々、事業者、あるいは本町にとっても得策であるのか、また現在、届け出をした制限債権者への影響も考えられることから、本町と県、柳井と、そして柳井地域広域水

道企業団、それぞれの立場から検討し、最終的には代理人弁護士と相談した上で、苦渋の決断ではありましたが、広島高等裁判所がくださった決定を受け入れざるを得ないとの判断いたしましたので、御報告をいたします。

次に、昨年の9月議会で御報告をいたしました、7月17日に第1回目の制限債権の期日説明会が広島弁護士会館で開催され、届け出をした制限債権者数269名、制限債権の総額は44億1,210万2,690円で、全ての債権は異議を留保し調査は継続するとの説明でございました。

そして、令和2年1月22日に第2回目の制限債権の期日説明会が広島地方裁判所で開催されましたので、その概要について御報告いたします。

今回の説明会では、現時点での債権調査に関する論点及び方針が管理人から示されましたが、これは最終的な結論ではなく各制限債権者の諸事情により結論が変わりうる可能性があることと前置きをした上で、断水に伴う住民個人の慰謝料、断水等によって必要の生じた給水のためのガソリン代、休止していた井戸を使用するための掘削工事等、全10項目について論点及び方針の説明がありました。

この10項目のうち9項目については、一定の金額まで認める、合理的な算定によって金額を定めていると判断できるときは、原則として認める、相当な数量であると認められる範囲内で、証憑のあるものは原則として認める、調査した上で判断する等、前向きな方針の説明でありました。

一方、水運び等の作業中の事故、体調不良等による入通院医療費に関しましては、通常予見可能な損害を超えたものであり、ただちに相当因果関係があるとは認めがたいものと思われ、また、これは本手続の対象である、物の損害にも該当しないと考えられるとの説明でありました。

質疑応答があったわけですが、質疑では、債権者から管理人に対しまして、一定の医療費は認めるべきではないか、それが困難であれば慰謝料に振り替えることも検討すべき、というような質問があったとのことですが、私もこれに同感であります。

この大島大橋の事故により断水が長期間に及び、町民の方々は不自由な生活を強いられました。特に高齢者の方々が、飲料水等を運搬することにより、けがや疲労骨折等を起こしたことについて、この事故との関連性は容易に推測できるものと考えます。

なお、先ほども申し上げましたが、今回の方針は最終的な結論を述べているものではなく、各制限債権者の諸事情により結論が変わることがあること、できる限り早期に、またできる限り異議の生じない公平な解決を図りたいとの説明でありましたので、医療費に関しましても対象となるよう期待をしているところであります。

また、第3回目の調査期日説明会を令和2年5月27日午後1時30分から、広島地方裁判所民事執行センターにおいて開催するというものであります。

今後、何らかの動きがございましたら、本議会へ報告をまいります。

次に、大島大橋損傷事故との関連性はありますが、非常用自己水源井戸調査の経過について、御報告をいたします。

平成30年10月の大島大橋損傷事故によりまして、水の確保に多大な負担が発生したことから、旧簡易水道施設の水源井戸を調査し、非常用の水源としての利用の可否及び活用方法の検討を目的として業務委託中ではありますが、現在、揚水試験及び水質試験を終え、利用可能な水源について基礎資料を取りまとめているところであります。

現時点で、久賀、伊保田、鹿家の3カ所の井戸で安定した揚水量が得られて、飲用可能な水質であるとの報告を受けております。その揚水量は、1日あたり585立方メートルと断水中の臨時給水の最大水量421立方メートルを大きく上回っております。

これらの井戸を給水車の補水基地として、町内各所の臨時給水所で十分な給水を行うことが可能と考えられます。

また、これらとは別に和佐、油良、西安下庄でも、揚水量は少ないものの給水所として利活用できる見込みであります。

調査内容の取りまとめが終わりましたら、周防大島町地域防災計画や水道施設危機管理マニュアル等との整合性を図りつつ、非常用水源の位置付けや利活用の方法についてお示しをしたいと考えております。

5点目は、周防大島町合理化事業計画の策定についてであります。

下水道や集落排水等の整備が進行いたしまして、一般廃棄物処理業者、特にし尿や浄化槽汚泥収集運搬業者の経営を圧迫するということになることから、国は昭和50年5月に一般廃棄物処理業等への影響を緩和し、経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定することにより、業務の安定の保持と廃棄物の適正な処理に資することを目的とした、下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる合特法というものでありますが、これを制定しております。

本町におきましては、平成17年9月に、法律の趣旨を尊重し、し尿等収集運搬業者と町で協議の場を持つための覚書を締結しております。平成29年に、久賀・大島地区公共下水道整備事業の進行に伴う、経営への強い危機感を持った業者側から、合特法に基づく合理化事業計画策定の要望を受け、計画策定に向けた検討を行うことといたしました。

令和元年5月に、し尿処理運搬業者、その上部団体役員及び町で構成する合理化事業計画策定協議会を立ち上げて、本町がとるべき措置の検討と事業の推進を図るための協議を5回にわたって行いました。

この中で、合特法に基づく事業計画の策定が必要であることを確認し、久賀・大島地区の下水

道施設の維持管理を支援業務に加える計画を策定をいたしました。

事業計画については、令和2年度から5年間とし、今後、実績に基づく計画の見直し、更新を行うことで協議会構成員の了承を得た後、県と協議申請中でありまして、今年度中に、承認を得る見込みでありますので、計画書（案）をお手元に配付しております。何とぞ御高覧のほどお願いをいたします。

6点目であります。橘斎場の火葬時間の見直しについてであります。現在、橘斎場における火葬時間は8時、9時、11時、13時30分及び15時の5回となっております。

利用者から早朝開始時間の繰り延べ要望を受けていること、早朝の利用件数が年間10件程度と少ないこと、全ての時間帯で火葬を行う場合、収骨までの待合場所が維持できないことから、令和2年4月1日より午前8時と9時開始の火葬を8時30分開始へ統合し、大島斎場と同様に1日あたりの火葬を4回としたいと思います。

なお、事前に町内で営業する主な葬祭業者に統合案への意見聴取をしたところ、全ての業者から賛同の意見をいただいております。

今後も利用者の御意見を伺いながら対応してまいりますので、議員各位におかれましては、御理解をいただきたいと思っております。

7点目であります。柳井区域の周防大島町立3病院が重点支援区域に選定されたことについて御報告をいたします。

1月31日、厚生労働省において、地域医療構想の実現に向け1回目の重点支援区域が選定されました。

全国で3県5区域が選定されておりまして、宮城県が2区域、滋賀県が1区域、山口県が2区域で、山口県の2区域は、柳井区域の町立3病院と萩区域の萩市民病院、都志見病院でありました。

重点支援区域は、地域医療構想の実現に向け、2025年において達成すべき医療機関の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点支援区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援が行われるものであります。

重点支援区域の申請は、当該区域の地域医療構想調整会議において合意を得たうえで県が申請を行い、厚生労働省が選定するということになっております。

病院事業局においては、県より1月10日に重点支援区域の申請について問い合わせがあり、申請を決めたところであります。

また、申請には柳井医療圏地域医療構想調整会議の合意が必要であることから1月16日、県から柳井医療圏地域医療構想調整会議の委員の皆様へ申請についての照会がなされ、30人の委員全員の皆様から同意を得ております。

県は1月22日に国に申請し、1月31日に重点支援区域として町立3病院が選定されたところであります。

そして、2月12日の令和元年度第2回柳井医療圏地域医療構想調整会議におきまして、柳井区域が重点支援区域に選定されたことが報告をされました。

支援の内容につきましては、データ分析等の技術支援、財政的支援とされていますが、現時点では詳細は明確に示されておりませんが、国による支援は大変ありがたく、期待をしているところであります。

最後に、新型コロナウイルス感染症の対応等について御報告をいたします。

本日も、中国地方で初の感染が、下関保健所管内でも確認されたとの報道がなされたところがありますが、この新型コロナウイルス感染症につきましては、既に新聞やテレビ等で連日、各地の感染状況が報道されております。

山口県では、令和2年1月31日に、山口県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染症の予防・まん延防止対策等を実施しておりますが、本町におきましては、令和2年2月3日に、副町長、総務部、健康福祉部及び教育委員会の職員で構成する、新型コロナウイルスに関する関係部署情報交換会を開催し、周防大島町新型コロナウイルス感染症対策本部の設置に関することや町民への周知方法の協議を実施いたしました。

その対応といたしまして、2月15日の文書配布時に、新型コロナウイルス感染症に関するチラシの自治会への回覧、町のホームページへの掲載、アイキャンの放送により、町民の方々への、感染予防対策の周知を図ってまいりました。

また、2月25日の国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針及び県の県主催行事の原則中止又は延期の方針を踏まえ、2月27日に、私を本部長とした周防大島町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、同日に第1回の会議を開催したところでございます。

概要といたしましては、町主催の行事、イベント等の開催可否につきましては、不特定多数が参加、来場するイベント等については中止もしくは延期を原則とする。

なお、不特定多数が参加、来場するイベント等ではなくても、効果的な感染防止が困難なケースや高齢者、妊婦等の要配慮者の方々が参加する場合は、同じく中止または延期することを基本とし、判断は原課において十分検討し判断を行うとする基本方針の決定したところであります。

また、感染症予防対策のため、消毒液、マスクの保育所や学校等への配布などが主なものであります。

次に、教育委員会関係や福祉課所管の児童クラブ等における対応についてであります。町内の小中学校各校長からは2月25日以降、学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策についての文書を保護者宛て発送したところであります。そして、27日夕刻、安倍首相の全

国の小中学校等を臨時休校にするよう要請したとの報道を受け、教育委員会においては、急遽 28日の朝に、教育長をはじめとする教育員会事務局、小中校長会長、そして健康福祉部長が参集した協議を行い、山口県教育委員会からの要請も踏まえ、3月2日から26日まで各学校を一斉臨時休業とし、卒業式、修了式等につきましては、規模を縮小した上で開催することを決定をいたしました。そして、児童生徒の健康状態や生活の様子を確認、支援するため電話連絡や家庭訪問を行うことも申し合わせて決めまして、同日、保護者宛てに文書でお知らせしお願いをしたところであります。

また、小中学校の一斉臨時休業に伴いまして、放課後児童クラブは町内7カ所の全ての児童クラブにおいて、人材を確保し、夏休み等と同様に、1日、8時間から10.5時間、クラブによって違いますが、丸1日として、8時間から10.5時間を開設することといたしました。なお、本来、児童クラブは登録制であります。このたびは、新規利用を希望される方も想定されることから、その際は各児童クラブと事前調整をしていただくこととしております。

さらに、児童クラブにおける感染症予防対策に万全を期すため消毒液、マスクの配布をしたところであります。

収束への道のりは予断を許しませんが、引き続き、町民の健康と安全を守ることを最優先として、町民と一丸となって、本町において新型コロナウイルスを発生させないための感染症予防対策を講じてまいりますので、議員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

以上、8点行政報告をさせていただきます、施政方針と議案概要の説明を終わります。

済いません。25ページをお願いしたいんです。(発言する者あり) 済いません。議案第18号の令和元年水道事業、補正のところです。令和元年度水道事業企業会計と申し上げたそうです。済いません。令和元年度水道事業特別会計補正予算です。

もう一つ、議案第19号も同じなんです。令和元年度病院事業局特別会計補正予算であります。訂正いたします。

○議長(荒川 政義君) 以上で、施政方針並びに議案の説明、行政報告を終わります。

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

○議長(荒川 政義君) 日程第5、報告第1号専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)から日程第7、報告第3号専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)まで執行部の報告を求めます。

中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 報告第1号専決処分について御報告申し上げます。

令和元年11月14日に、町が管理します駐車場の草刈り作業中に発生した事故により損害賠償の額を定めることについて、令和2年1月6日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

この事故は、町が管理する駐車場の草刈り作業中に小石が跳ねたことにより、駐車場に停めていた佐々木恵介さん所有の軽自動車のリアガラスを破損させたものでございます。

なお、損害賠償の額は7万7,583円であり、既に全国町村会総合賠償補償保険から1月14日に全額支払われましたので、御報告させていただきます。

次に、報告第2号、やはり専決処分について御報告を申し上げます。

令和2年1月8日に、消防団員の過失による損害賠償の額を定めることについて、令和2年2月5日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

この事故は、地元消防団員が訓練で使用した消防ホースを乾燥させるため、支柱につるし固定しておりましたが強風によって外れ、上田宗雄様宅の屋根瓦や窓ガラス等を破損させたものでございます。

なお、損害賠償の額は34万3,750円であり、既に全国町村会総合賠償補償保険から2月13日に全額支払われましたので、御報告申し上げます。

続いて、報告第3号令和元年度東和片添処理区（三ヶ浦）管路施設整備工事（第一工区）変更請負契約の専決処分について御報告申し上げます。

本工事は、令和元年9月25日の第3回周防大島町定例会において御議決を賜り、工事を施工してまいりましたが、地中埋設物の確認のため試掘を行った結果、水道管及びNTT地下ケーブルとの離隔がとれないことが判明し、立坑位置を変更した結果、推進工の施工延長等に変更が生じました。

このため、6ページの専決処分書のとおり、請負代金を196万9,242円減額した5,218万8,400円とする請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和2年2月17日に専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により御報告をいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了いたします。

日程第8. 諮問第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める

ことについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、補足説明をいたします。

令和2年6月30日をもって任期満了となります現委員の河原光雄氏は、人格、識見ともに高く、教育者としての長年の経験を有するとともに、人権擁護委員としても精力的に活躍をいただいております。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示しているとおりでございますが、私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に対しまして、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、河原光雄氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦は、河原光雄氏を適任とすることに決定しました。

日程第9. 議案第10号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第10号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） それでは、議案第10号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について、補足説明をいたします。

別冊の一般会計補正予算つづりの1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、3億9,846万4,000円を減額し、予算の総額を146億6,432万4,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものであります。

歳入歳出補正予算につきましては、人件費の調整及び各事業の精算見込による補正並びに財源調整が主なものであります。

また、文部科学省の補助事業G I G Aスクール構想の実現関連の予算を新たに計上いたしております。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。11ページをお願いいたします。

歳入につきまして、1款町税1項町民税1目個人は、年度途中の就職等による普通徴収から特別徴収への切り替え等により増額補正であります。

また、2目法人は業績向上による増額補正であります。

2項固定資産税は、償却資産に係る部分の税額増加等による増額補正であります。

4項たばこ税は、本数の減少による減額補正であります。

12ページ、9款地方特例交付金1項地方特例交付金につきましては、幼児教育の無償化にかかる法令上の負担割合に基づき、町が負担する部分に対して交付される子ども・子育て支援臨時交付金400万円の計上であります。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金は、事業費の確定による地元分担金の増額補正であります。

13款使用料及び手数料1項使用料3目衛生使用料につきましては、つつじ墓園区画購入数の増による増額であります。

また、6目土木使用料は、住宅退去者増加による減額計上であります。

13ページ、2項手数料につきましては、廃家電収集手数料及び不燃ごみ処理手数料などの実績見込みによる増額計上であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、それぞれの事業の確定もしくは精算見込みにより、総額1,158万円の減額計上となっております。

また、4目災害復旧費国庫負担金は、道路の災害復旧事業費の確定による5,404万7,000円の減額計上であります。

14ページ、2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、個人番号カード交付事業費補助金の追加交付による57万円の増額計上であります。

2目民生費国庫補助金は、プレミアム付き商品券事業の申請者及び利用者の減による事業費減額に伴う補助金の減額並びに地域生活支援事業補助金の内示に伴い、5,640万1,000円の減額補正であります。

3目衛生費国庫補助金6目消防費国庫補助金につきましては、それぞれ事業の確定もしくは精算見込みにより調整を行っております。

7目教育費国庫補助金は、実績見込みによる就学援助費補助金及び防音事業関連維持費補助金の調整を行っております。

また、国の補正予算G I G Aスクール構想の実現に係る事業の文部科学省の補助金、G I G Aスクール構想補助金の計上により、目全体で5,612万6,000円の増額補正であります。関係する歳出予算は、学校教育経費に計上しております。

8目災害復旧費国庫補助金は、農道及び林道の災害復旧事業費の精算及び補助率増嵩により、655万4,000円の増額補正であります。

15ページ、15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、障害者自立支援給付費負担金、後期高齢者基盤安定負担金など、それぞれの事業の確定もしくは精算見込みによる調整を行っております。

2項県補助金2目民生費県補助金は、地域生活支援事業補助金の内示に伴い、143万9,000円の減額補正であります。

4目農林水産業費県補助金は、それぞれの事業の確定もしくは精算見込みによる調整となっております。

16ページ、5目商工費県補助金につきましては、生活バス路線対策事業補助金の実績による減額であります。

6目消防費県補助金は、耐震診断、耐震改修事業の実績により、91万6,000円の減額であります。

7目教育費県補助金につきましては、地域アシスタント事業補助金の交付決定による減額補正であります。

3項県委託金1目総務費県委託金は、住宅環境改善支援事業の実績見込み並びに参議院議員選挙及び県議会議員選挙経費の確定により、2,356万9,000円の減額補正であります。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金につきましては、財政調整基金のほか各基金の利子の調整に伴う145万9,000円の増額計上であります。

17ページ、2項財産売払収入につきましては、県道事業に伴い、小松地区、西安下庄地区の町有地売払い及び大島歴史民俗資料館用地売払い額の確定並びに一般競争入札による町有地売払いにより、281万円の増額補正であります。

17款寄附金1項寄附金につきましては、ふるさと寄附金500万円の増額補正であります。

18ページ、18款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金の取り崩しを6,671万8,000円減額し、財政調整を行うとともに、外国語活動推進事業基金及びまち・ひと・しごと創生基金それぞれ事業の精算見込みにより、繰入金の調整をしております。

20款諸収入3項貸付金元利収入につきましては、中小企業勤労者小口資金貸付金の実績がなかったことによる減額補正となっております。

4項雑入につきましては、片添ヶ浜施設使用料657万5,000円の増額、空き缶売却代金

135万4,000円の増額及びプレミアム付き商品券購入代金1億6,141万6,000円の減額が主なものであります。

19ページ、21款町債につきましても各事業の確定または精算見込みによる調整を行っておりますが、20ページ、7目教育債につきましてもGIGAスクール構想事業に係る財源として、学校教育施設等整備事業5,260万円を新規計上しております。

続きまして、21ページからの歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、1款議会費につきましても、職員人件費の調整、議会運営経費の各委員会視察及び印刷製本費の実績見込みによる減額補正であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、職員人件費の調整、行政一般経費は、主に世帯数の減による行政連絡員報酬の減額、及び22ページ、空家対策ローン利子補給金の精算見込みによる減額補正であります。

2目文書広報費につきましても、印刷製本費の減額及び非常勤嘱託職員の報酬の実績見込みによる減額補正であります。

3目財政管理費は、地方債借入手数料の増額補正であります。

23ページ、5目財産管理費は、それぞれ基金の利子の積み立ての調整などによる増額補正であります。

6目企画費の企画一般経費は、総合戦略・人口ビジョンを1年延長することによる委員報酬、旅費、及び24ページ、人口ビジョン・総合戦略基礎調査業務の減額であります。

総合計画基礎調査支援業務は、入札結果による減額であります。

周防大島高校を支援する会補助金は、精算見込みによる減額であります。

ふるさと応援事業につきましても、寄附金の増額見込みに伴う積立金等の増額補正であります。

海域保全管理事業につきましても、県道橋東和線トンネル工事の工期延期に伴い、登記業務の委託料を減額するものであります。

7目支所及び出張所費の大島支所経費につきましても、コピーパフォーマンス料及び空調機器部品交換等の修繕費52万円の増額、東和支所経費は、電気料の精算見込みによる19万1,000円の減額であります。

25ページ、8目電子計算費につきましても、第4次LGWAN開始に伴う接続構成変更によるリース料の減額であります。

9目地域振興費につきましても、地域おこし協力隊員について、水産部門は令和2年2月から着任、定住部門は新規採用がなかったことにより、それぞれ関係する報償費、自動車保険料、車輛借上料、住居借上料の減額、地域おこし協力隊員起業経費補助金の実績による減額等により651万2,000円の減額であります。

26ページ、2項徴税费1目税務総務費は、職員人件費の調整であります。

2目賦課徴収費は、入札結果による固定資産標準地鑑定業務の委託料760万8,000円の減額であります。

3項戸籍住民基本台帳費につきましては、個人番号カード発行枚数の増加見込みによる増額であります。

4項選挙費につきましては、参議院議員選挙及び県議会議員選挙の実績により、それぞれ688万5,000円、1,554万1,000円の減額であります。

次に、30ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、プレミアム付き商品券事業の申請者及び利用者が当初見込みに対し、大幅に減少したことによる各事業費の実績見込みにより、2億1,494万円の減額であります。

2目障害福祉費につきましては、障害者自立支援給付費事業をはじめとする各障害福祉サービス等の実績もしくは実績見込みによる調整を行っております。

31ページ、特別障害者手当等給付事業の障害児福祉手当につきましては、新規申請による増額、32ページ、障害児施設給付費事業につきましても利用者増による増額であります。

3目老人福祉費につきましては、職員人件費の調整、老人福祉一般経費の各助成事業及び敬老会事業の実績見込みによる減額であります。

また、県後期高齢者医療広域連合事業は、派遣職員人件費の減に伴う負担金の減額であります。

4目国民年金費は、職員人件費の調整であります。

33ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、児童公園等管理経費は、橘オレンジ児童遊園の遊具修繕費の増額、児童館運営経費及び家庭児童相談援助事業は、実績見込みによる減額補正であります。

2目児童措置費につきましては、児童手当の実績見込みにより、450万円の減額計上であります。

3目母子福祉費につきましては、児童扶養手当及び高等職業訓練促進給付費の実績見込みによる308万2,000円の減額計上であります。

34ページ、4目保育所費につきましては、職員人件費の調整であります。

5目保育所運営費につきましては、実績見込みによる各補助金の調整であります。

3項生活保護費1目生活保護総務費につきましては、職員人件費の調整であります。

35ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費につきましては、職員人件費の調整、保健総務一般経費は、過年度分の国、県負担金、補助金の償還金60万6,000円を新規に計上しております。

母子保健事業は、妊婦健診の実績見込みによる減額であります。

2 目予防費につきまして、健康増進事業は、尿検査受診者の減、検診事業は、がん検診の受診者の減、予防接種事業は、風疹抗体検査及び接種の実績見込みの減による減額補正であります。

3 6 ページ、3 目環境衛生総務費につきまして、環境衛生総務一般経費は、家房公衆トイレ新築工事の事業費精算による減額であります。

また、水道対策事業は、基礎年金拠出金の増額等による広域水道企業団補助金の増額、合併浄化槽設置事業は、実績見込みによる減額により、目全体で8 7 7 万 3, 0 0 0 円の減額計上であります。

4 目火葬場費につきましては、大島斎場の汚水処理循環ポンプ取替修繕費の増額補正であります。

2 項清掃費 2 目じん芥処理費では、ごみ収集カレンダー印刷費及び水質検査費の入札結果等による減額であります。

3 7 ページ、じん芥処理施設管理経費は、電気料の実績見込みによる増額、焼却灰運搬処分の実績見込みによる減額、電気計装設備工事費の精算見込みによる減額が主なものであります。

不燃物処理施設管理経費は、蛍光管・乾電池の搬入量の実績見込みによる委託料の減額であります。

3 目し尿処理費につきましては、実績見込みによる手数料、委託料の減額であります。

し尿処理施設管理経費は、実績見込みにより、医薬材料費、委託料を減額、備品購入費は、分析用電子天秤購入費の計上であります。

3 8 ページ、5 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費につきましては、活動実績による報酬の減額であります。

3 目農業振興費につきましては、担い手総合支援事業において、大島農業担い手就農支援事業は、就農予定者の研修中止による委託料の減額、実績見込みによる新規就農者確保事業補助金の減額であります。

3 9 ページ、特産対策事業は、実績による減額、周防大島復興支援事業（大島大橋損傷関連：農業）では、実績がないことによる減額補正であります。

5 目農地費につきましては、県営農業基盤整備事業は事業費確定、広域農道管理事業はトンネル施設長寿命化計画策定関連点検業務の入札結果による減額により、9 3 2 万 3, 0 0 0 円の減額計上であります。

4 0 ページ、7 目農村環境改善センター費は、沖浦センターのキュービクル取替工事確定による減額であります。

また、白木センターの調理実習室ガス機器修繕費の増額計上であります。

2 項林業費につきましては、実績見込みによる有害鳥獣パトロール隊の賃金及び原材料費の減

額であります。

4 1 ページ、3 項水産業費 1 目水産業総務費は、職員人件費の調整であります。

2 目水産業振興費は、実績によるニューフィッシャー確保育成推進事業補助金の減額、水産多面的事業負担金は、活動団体数の減少による減額であります。

また、周防大島復旧支援事業（大島大橋損傷関連：水産）は、実績がないことによる減額であります。

4 2 ページ、6 款商工費 1 項商工費 1 目商工総務費は、財源の調整であります。

2 目商工業振興費につきまして、商工振興事業は、中小企業勤労者小口資金貸付金の実績がなかったことによる減額であります。

交通対策事業について、バス乗車人数の減による運賃収入の減少が影響し、実績報告による生活交通路線維持負担金の増額であります。

廃止バス路線代替運行事業について、運賃収入の増額、燃料費及び保険料の減額等による補助金の減額であります。

ウインドパーク管理運営経費について、実績による賃金の減額、屋外トイレ、誘導灯取替等による修繕費の増額であります。

陸奥記念館等管理運営経費について、臨時職員の賃金改定及び実績による賃金の増額、及び電気料の増額であります。

総合交流ターミナル管理運営経費について、電気料の増額、道の駅サザンセットとうわ改修事業に係る備品購入費の入札結果による減額補正であります。

4 3 ページ、サン・スポーツランド片添等管理運営経費について、遊湯ランドの源泉処理水送水ポンプ取替え等による修繕費の増額であります。

3 目観光費の観光一般経費は、実績による消耗品費、広告料の減額補正であります。

公園等管理経費につきまして、入札結果による公園管理委託料の減額、片添ヶ浜海浜公園施設管理の増額見込みによる増額補正であります。

また、周防大島復興支援事業（大島大橋損傷関連：商工）は、実績による減額であります。

4 4 ページ、7 款土木費 2 項道路橋りょう費につきましては、三ツ松東線改良事業に伴う地殻変動影響補償費 2 5 5 万 7, 0 0 0 円の計上であります。

また、県事業負担金（道路等）は、精算見込みによる減額補正であります。

3 項河川費 1 目河川管理費は、仲町ポンプ場の水道料の増額であります。

2 目河川建設費の河川整備事業は、黒瀬川護岸補修工事に伴う立木補償の計上であります。

4 5 ページ、県事業負担金（河川）は、精算見込みによる減額補正であります。

4 項港湾費は、県事業負担金の精算見込みによる減額補正であります。

46ページ、6項住宅費につきまして、公営住宅一般管理経費、若者定住促進住宅一般管理経費は、実績見込みによるハウスクリーニング等手数料の減額補正であります。

8款消防費1項消防費3目消防施設費につきまして、耐震性貯水槽設置工事の入札結果による減額であります。

4目災害対策費につきまして、耐震診断委託料、木造住宅耐震改修及び自主防災組織防災資機材整備の各事業の実績見込みによる減額補正であります。

47ページ、9款教育費1項教育総務費1目教育委員会費につきましては、議事録作成業務の実績見込みによる減額補正であります。

2目事務局費につきまして、教育総務経費では、主に実績見込みによる減額でございます。備品購入費につきましても、パソコン購入費の入札結果による減額であります。

また、語学留学支援金は、語学留学の参加自治体の負担割合精算による減額であります。

教職員住宅管理経費につきまして、平野教職員住宅のエアコン修繕費の追加計上であります。

学校教育経費につきまして、社会保険料の増額、特別支援教育支援員、適応指導教室支援員及び読書活動推進員の活動実績見込みによる賃金の減額、地域連携アシスタントの実績見込みによる報償費の減額、修繕費は、コピーパフォーマンス料の増額であります。

また、国の補正予算GIGAスクール構想の実現についての補助金を活用し、小中学校に高速大容量の通信ネットワーク及びタブレット端末等を一体的に整備する事業を実施するため、関係する予算としまして、実施設計業務・監理業務の委託料、ネットワーク整備工事費及び端末備品購入費を計上しております。

財源につきましては、国庫補助金及び学校教育施設等整備事業の地方債を予定しております。

学校統合推進経費は、中学校統合準備委員会開催数の実績による旅費の減額、統合中学校体育倉庫等新增築工事の入札結果による工事請負費の減額補正であります。

49ページ、外国青年英語指導事業につきましては、社会保険料の増額及び事業実績による減額補正であります。

2項小学校費1目学校管理費につきまして、小学校管理事務局経費は、各小学校修繕費500万円の追加、電話料の精査による通信運搬費の減額、工事請負費は、安下庄小学校防火シャッター交換工事の入札結果による減額補正をしております。

小学校事務局経費は、50ページ、フッ素洗口、血液検査及び胃検診の実績による委託料の減額補正であります。

スクールバス管理運営経費は、スクールバス運行業務につきまして、棕野久賀線の三蒲運行分及び日良居東和線送迎タクシーの実績がないことによる減額補正であります。

各小学校経費について、久賀小学校はガスコンロ購入費、森野小学校はデジタルビデオカメラ

購入費、城山小学校及び安下庄小学校はインクジェットプリンター購入費の追加補正であります。

2目教育振興費につきましては、特別支援学級新設に伴う教材備品の追加計上であります。

51ページ、3項中学校費1目学校管理費の中学校管理事務局経費は、大島中学校防火シャッター交換工事の入札結果による減額補正であります。

中学校事務局経費は、検診委託料などの実績見込みによる減額補正であります。

大島中学校経費は、音楽室用スピーカー購入費の追加計上であります。

2目教育振興費の中学校教育振興一般経費は、県体等派遣補助金や就学援助費の実績見込みによる減額であります。

久賀中学校教育振興経費は、52ページ、学校行事で使用する渡船臨時便借り上げ料の実績による減額、東和中学校教育振興経費は、特別支援学級新設に伴う教材備品の追加計上であります。

4項社会教育費2目公民館費のかんころ学園管理運営経費につきましては、劣化による可動間仕切り撤去に係る修繕費の追加計上であります。

5目社会教育施設費につきましては、橘総合センター管理運営経費は、電気料の精算見込みによる減額、橘総合センター駐車場浸水対策に係る測量調査設計業務及び工事費の入札結果による減額補正であります。

歴史民俗資料館管理運営経費は、大島歴史民俗資料館解体に係る各事業費の精算見込みによる減額補正であります。

53ページ、5項保健体育費2目体育施設管理費につきましては、健康管理センター管理運営経費は、電気料の増額、総合体育館・陸上競技場管理運営経費は、総合体育館床改修工事の入札結果による減額補正であります。

3目学校給食費につきましては、大島地区学校給食センター管理運営経費及び東和地区学校給食センター管理運営経費は、実績見込みによる賄い材料費の減額補正であります。

54ページ、橘地区学校給食センター管理運営経費は、ボイラー取替工事の入札結果による減額補正であります。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費につきましては、道路橋りょう災害復旧事業費の精算見込みによる財源の調整であります。

11款公債費1項公債費1目元金は、実績見込みによる長期借入金元金償還経費34万7,000円の増額、2目利子は、実績見込みによる長期借入金利子961万2,000円の減額であります。

55ページ、12款諸支出金は、各特別会計の補正予算に伴う操出金の調整で、総額3,309万5,000円の減額であります。

以上が、歳入歳出予算補正の概要であります。

続きまして、7ページにお戻りいただきたいと思います。

7ページは、地方債の補正についてであります。

教育債の追加による起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法について設定するものであります。

河川債、港湾債、過疎対策事業債、公共土木施設災害復旧事業債、農林水産業施設災害復旧事業債、及び合併特例事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものであります。

以上が、令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）についての概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） まず、歳入で14ページ、歳出で30ページですが、プレミアム付き商品券の事業費が大幅に減額補正がされていて、お伺いしたところでは利用率が30%だったということです。利用率がこういうふうに予想に反して低かったということについて、どういふふうにお考えなのか。効果的な施策とは言いにくいと思いますが、どういふふうにお考えか、まずは伺います。

それから、GIGAスクールについてです。昼前で長くなりますが。

まず、大容量高速の無線LANを子供たち一人一人に全部という政策が打ち出されているんですが、問題点として、2016年には文科省のデジタル教科書の位置付けに関する検討会議というのがあって、その報告書が出されています。

これも長くなるので結論だけ言いますが、紙による教科書を主たる教材として使用することを基本としながら、教科の一部をデジタル教科書から紙に変えて使用すると。つまり、全面的なデジタルの使用ではないんだというのが、この報告の主なものだと思うんです。

ここに至った経緯として、この無線LANによる高速で大容量ということになると、かなり強い電波が発生するので、子供たちの脳とか視力とかの発達に影響を及ぼすのではないかという不安を持つ方もいらっしゃる。そういうものを検討した結果、そういうことになっていると。実際に、フランスとかでは成長中の子供が最も被曝しやすいとか、アメリカのメリーランド州では科学的文献を調べた上で、学校では無線ではなく、有線LANにするよう勧告していると。

日本でも電磁波過敏症の児童生徒のために、無線LANを有線に切りかえた中学校があると。手元のスイッチでそのLANの電波を授業が終わったら切れるようにしている小学校もあるというふうには報道されていますが、今回、本町でのこの導入にあたっての子供たちに与える負の影響と伺いますか、全国的には5Gが導入されていますが、ここは4Gでやるということで少しは電波が弱いのかもわかりませんが、そこはどういふふうにお考え、あるいは対策をとっていくのか伺

います。

それから、先生方の中には、こうしたコンピューターに詳しい先生もいらっしゃると思いますが、そうではない先生もいらっしゃるって、学校によって多少の温度差があるんじゃないかというふうに思いますが、こうした先生方のコンピューターに対する知識だとか知見だとか、そういうものに対する研修なんかはどういうふうにお考えなのか伺います。

それから、コンピューターやタブレットを買くと、それにまつわるいろんな周辺機器に対する経費が生じます。タブレットを予定しているということで、このタブレットのアプリが有償なのか無償なのか、それから、問題はこのGIGAスクールの導入にあたって、新たな保護者負担が生じるのか生じないのか、それは、令和5年度までですか。この事業が続くので、それずっと未来にわたって保護者負担は生じさせないのかどうか、その点を伺います。

それから、こうしたパソコン業界の発展度というのは、ものすごい早いスピードで、私なんか、パソコンを買くとそれにまつわる経費がどんどん発生してくるわけですが、こうしたタブレットそのもの、あるいはネット回線に対してはいろんな国の補助だとか起債とかで充てられると聞いていますが、こうしたもの以外、回線以外、あるいはタブレットそのもの以外については、単独町費ということになるのか、あるいはそういうものについても、さっき言ったアプリも含めて、国の補助があるのかどうか。それから、ないとすれば、そういったランニングコストは年間でどれぐらいかかるのか、町費で負担するものが、そのうちどれぐらい発生するのか伺います。

タブレットは、国によると5万円前後というふうになっていますが、大体上限として、単価はどれぐらいを予定しているのか、具体的な金額は聞きませんので、大体の上限で結構だと思いますが、既に今までもパソコンはもう1人1台ということで、たくさん買っていると思いますが、このGIGAスクール以前の購入しているパソコンはどれぐらい、何台ぐらいあって、これは、GIGAスクール構想が始まった後、既存のパソコンはどういうふうにご利用されていくのか、そこはどういうふうに分けていくのか伺います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 砂田議員さんからのプレミアム付きの商品券事業の大幅な減額につきまして御答弁申し上げたいと思います。

この事業は、昨年10月の消費増税によります低所得者と子育ての世帯に対しまして、プレミアム付きの商品券、1人2万円の商品券に5,000円のプレミアムが付くというものを販売をしまして、地域における消費を喚起することを目的とする事業でございました。対象者には、7月の下旬に交付申請書と事業の案内文を送付をいたしました。また、同じ月に町のホームページへ掲載をいたしますとともに、広報にも計4回に分けて掲載をしたところでございます。

また、商品券の購入場所も当初は4つの総合支所での販売を予定をしておりましたが、住民の方が購入しやすいように、町内15カ所ある郵便局に委託し、販売も行いました。

しかしながら、当初予算では、対象者を9,800人と見込んでおりましたが、実際に申請された方は2,234人となりまして、商品券の実際に使われる見込み額も4,323万円ということで、当初を大幅に下回ったところでございます。

この事業は、国の事業でありますので、個人的な見解ということでは本当はいけないとは思いますが、なぜこういうふうになったかという部分に対して、私自身が考えておるのは、低所得者住民税非課税者といえ、ほぼ国民年金の方であって、月に6万円程度しかない年金の中で、いかに5,000円のプレミアムがあるとは言いますが、2万円の商品券を買ってほしいというのは少し無理があったのではないかなというふうに思っております。それならば、このプレミアムの5,000円を配ったほうが効果としてはあったのではないかなというふうに、私自身は考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 最初に電磁波の影響についてでございますけれども、こちらにつきましては、文科省のほうでまず電磁波に係る人体、とりわけ生徒児童に対する影響等についても協議をしておるものと認識しておりまして、なおかつ電波法による規制により国民の健康は守られておるという認識のもと、導入については考えております。

なお、こちらの点につきましては、今後、生徒児童の健康等への影響については、注視しながら取り組みを進めていきたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

また、GIGAスクール構想の推進にあたりまして、先生方の対応についてはどうかという点でございますけれども、こちらにつきましては、これからの取り組みではございますが、先生方の研修等を通じまして、スムーズな推進といえますか、そういったところについて進めていきたいと考えております。

なお、タブレット端末等のソフトといえますか、運用に係るソフトにつきましては、基本、無償ソフトを使って運用ということをお国のほうで考えておるようでございますので、そういった形で進めてまいりますけれども、どうしても、有償ソフトが必要であるというところにつきましては、補助対象となっておりませんので、こちらについては、町費による負担というところになるかと考えております。

なおかつ、こちら学校での授業に使う備品でございますので、保護者からの負担というところについては、今のところ考えておりません。

また、次に、無線LANとか有線LAN、こちらの回線使用料につきましては、今現在、町内

のインターネット環境につきましては、5G対応ということには当然なっておりませんが、今、その各学校の地域にある環境の中で、有線LAN等の環境の中で運用を考えております。

こちらにつきましては、回線使用料につきまして、当然町費で負担ということを考えておりますが、今現在、詳しい数字については何ですが、概算といいますか、今現在での使用料は、総計して約150万円程度と認識をしております。

あと次に、端末についてでございますが、今回の国のほうの補助対象上限が、備品につきましては、1台あたり4.5万円が上限であるというところがございますので、まず、本体の部分につきましては、その範囲内での購入ということを考えております。

先ほどの有償ソフトの分については、これには含まれない形での金額でございます。

あと現在あるパソコンといいますか、こちらの使用につきましては、今あるものは使っていくという形で、今回の文科省の整備にかかわる部分というものは、また分けての運用というところを考えておるところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 追加説明をさせていただきます。

研修については、平成27、28に再編交付金を活用してネットワークをやっております。これは、普通教室ですけど、ですから、平成27、28年からもうICTの研修は進めております。だから、今度改めてというわけではなく、継続してやっておって、研修の結果も発表する会とか持っております。

それから、ソフトの件ですけど、現在、コラボノートというソフト、有償ソフトですけど、各校1年間7万円、それは入れております。やるkeyというソフトもあるんですが、これは全町で35万6,000円で入れていて、今有償ソフトも入れています。それは、今言いました、現在あるネットワークです。だから、現在あるネットワークにそろえて端末も買っていますので、それも活用しますので、今持っているのは無駄にならないと思います。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後0時09分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、質疑を続けます。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 今のGIGAスクールのことですが、ランニングコストが年間で150万円ぐらいを予定しているということですが、この150万円というのは、中身的にはど

ういうふうなのを含めているのか伺います。

それから、このGIGAスクール事業をするまでのパソコンの台数についても伺ったつもりでしたが、この台数を伺います。と同時に今、既存の台数が、生徒児童の何割ぐらいのパソコン、あるいはタブレットが何割ぐらいを占めているのか。そこもあわせて伺います。

先生方の研修についても、これからも研修も行っていくということでしたが、今でも先生方の勤務って、すごい大変な多忙をきわめていると、時間外の勤務状態が本当に多い中で、また新たな負担になってしまって、結局、これは子供たちの授業にも影響を及ぼすことがないようにしたいと思うんですが、このGIGAスクール構想を始めることで、先生方の負担というところでいうと、どういうふうにお考えなのか、それもあわせて伺います。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（木谷 学君） インターネットの通信回線のことについてですが、現在、インターネット通信については、大半の学校が100MBの契約になっております。

児童生徒数の関係で100MBの対応では容量不足が考えられる学校が数校ありますので、通信可能なプランについては、今後検討していく必要があるかと思えます。

現在、14小中学校で正確には145万2,000円の契約ですが、そのうち小規模校につきましても、契約が100MBではなく10MB等となっております。こういう学校につきましても通信量が不足しますので、100MBにアップしたりとかということになろうかと思えます。

なお、100MBでは対応できない学校につきましても、現在の契約、回線契約の方にそれ以上のプランがないとか、今後検討していくということが必要になってこようかと思えます。

料金については、ちょっと、100MB以上のものについては、今現在では未定でございます。以上です。

○議長（荒川 政義君） 河内学校教育課長。

○学校教育課長（河内 啓次君） 今、砂田議員さんからお尋ねがありました、まずパソコンの台数、タブレットの台数、既存の部分でございます。

パソコンのほうが、児童生徒が活用できるものが、約240台程度、タブレット、既に導入しているものが、同様に約240台程度でございます。

それぞれ、現在の本町の児童生徒数に対して、両方とも約37%程度取り組んでおりまして、他市町以上に充実した環境で学校教育を進めさせていただいております。

もう一点、教職員の研修ということでお尋ねがございました。

当然、働き方改革の中で教職員の業務についても、今後、引き続き考えていかなければいけないと考えているところで、当然、町教委のほうで今後の町の教育の充実を図るために、研修等も行っていきますが、あわせて各学校での校内での研修で、ICT等が詳しい教職員が、これから力

をつけたい教職員にお互いに教え合う場であるとか、そういった校内の中で互いに高め合うような研修の場をするように、そのために必要な情報提供は、教育委員会としてもしっかりやっていきたいと思っております。

本町の子供たちのために、しっかりとこれらの機器を活用していってもらいたいという思いで、これからも取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） ランニングコストについてですが、今の総務課長の答弁では、要するに回線使用料だと。回線使用料が年150万円で、これ以外のいろんな周辺機器やアプリなどの、これを維持管理していく上で、教育に利用していく上で、町費単独で毎年計上を迫られるであろう経費というものはないと、回線使用料以外にはないというふうに踏んでおられるという意味でしょうかということによろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 先ほど、今、入れていますコラボノートとやるkeyのお話ししましたけど、それを使う中で必要なソフトとかあれば、追加することはあろうかと思えます。

今、よく使っているのは、学校と学校が共同の授業をする、A小学校とB小学校が同じ教材でテレビ会議をすると、テレビ授業をする、という感じは今の状態でもできます。だから、やる上でこのソフトが要るとかいう形が出てくれば、追加の形はあろうかと思えます。

○議長（荒川 政義君） 質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今のGIGAスクールにちょっと関連して、維持管理費は、今、ないという、通信費以外はないということ、基本そうみたいですけど、どうしてもこれは、セキュリティ対策とかいろんなことで、そういうネット環境を維持するための費用というのは、相当な部分がソフトを含めて出てくるのではないかと思うんですけど、それと、この導入のときは国庫補助金を使って、交付税措置もあるから財源負担は抑えられるんでしょうけど、こういうものは耐用年数が短いで、例えば5年ぐらいたったら、また更新しなきゃいけないということになるんじゃないかと思うんですけど、それも含めてどれぐらいの維持費がかかるのか、それをどのように財源を負担、賄っていくのか、その辺の財政計画っていうんですが、財源の計画をどのように考えておられるかを、ちょっと教えてください。

それと、要するに高速ネットワークを使って、ICT教育環境をつくるということなんですけど、実際にどういう環境というか、教育をしていこうとしているのか、その辺が、ちょっとよくわからないのと、町として、本町としてどういうふうな教育環境をつくらうとしているのか、簡単に結構ですので、それを教えていただきたいのと、あと現場の意見、これを導入するにあた

っての現場の意見というのは十分聞いておられるのかどうか、その辺もあわせて御答弁お願いいたします。

ちょっとほかの件で、43ページに片添ヶ浜海浜公園施設管理657万5,000円というのがありますけど、これちょっともう少し、どの部分の追加でこの補正が必要になったのかというのを御説明ください。

それと49ページに、これ教育委員会、学校関係の修繕費500万円というのが上がっていますけど、これはいろんな床の張り替えとかサッシの取り替え工事というのは聞いておりますけど、毎回のように補正が出てくると。

この今年度も、これが3回目の補正ということで、当初に比べて合計で4倍の予算になる。これじゃあ、当初予算の意味がないんじゃないかなと思うんですけど、これがことしだけじゃない状態なんで、今後、どのようにここを取り組んでいくかというのを、ちょっと方針を、今回の補正を踏まえてお答えいただければと思います。

それともう一点、ちょっと個別の予算にはかかわらないんですけど、きょうも県内でコロナが、感染者が見つかったということで、今後、コロナウイルス感染対策の予算が速やかに必要になってくるんじゃないかと思われまますが、例えば、仮に本町でそういう感染者が見つかった場合に、速やかな予算対応が必要になってくるということも想定されるんじゃないかと思うんですが、そういう場合にどのような対応をしていかれるのか、その辺も、ちょっとあわせて御答弁をいただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 43ページにあります片添ヶ浜海浜公園施設管理費657万5,000円の増額理由ですが、オートキャンプ場等の有料施設の利用者が、非常に当初の見積りよりも多かったということで増額させていただいております。

○議長（荒川 政義君） 河内学校教育課長。

○学校教育課長（河内 啓次君） GIGAスクールの件につきまして3点ほど御質問がありましたので、お答えいたします。

まず、導入後の経費のことについてでございます。

今、今後の経費として予想されるのが、メンテナンスの維持費あるいはOSによっては有償部分については実費が発生するのではないかと考えております。

当然、タブレット等も経過がかかれば何割かがやっぱり修繕が必要であるということで、その経費については、今後、町負担で準備をしなければいけないという認識でおります。

2点目でございます。

これから、町としてどのような教育を推進していくかという御質問でございましたが、既に学

年持ち回りのような形でパソコンやタブレットを活用して、各学校では充実を図っております。

当然、動画を視聴したり、あるいは子供たちが有効な教材を活用したりというような取り組みもごございますし、有効なコミュニケーションツールとして、タブレット上にそれぞれの子供たちが意見を添付する等で交流を広める活動、あるいは教育長が答えましたが、遠隔地の子供たちと授業の一部を共有するような活動もしております。

このたび、1人1台のタブレット環境が整いましたら、子供たちが常時そのタブレットを使える環境になりますので、今まで以上に継続して個人の学習の状況を記録にとったり把握したりすることができるということとあわせて、ICT活用のスキル等も確実に向上できるのではないかとこのように考えておりますので、教職員ともそのあたりを十分共有して、取り組みの充実に進めていきたいと思っております。

3点目の今回の導入に当たっての現場の教職員の意見等ということございました。

既に、これまでもタブレット等の取り組みを充実しておりますので、教育委員会としても、常日ごろから校長をはじめ教職員のICT活用についての現状あるいは成果や課題等も把握しております。それらをもとに、今回の授業でも有効に活かしていこうということで計画を立てております。

今、お話がありましたように、これから環境がさらに充実いたしますので、引き続き学校現場の教職員の意見もしっかり吸収して、町としての方針をしっかり定めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 修繕費の関係でございますけれども、たび重なる補正ということで、大変御迷惑をかけております。

考え方といたしましては、子供の安全安心を考えますと必要な修繕というところが、逐次、発生してきている状況でございます。

それに関しましては、当初に一定の予算をいただいて対応しているところでございますが、どうしても不足する分については、随時、今後も補正をお願いするような形で進めていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 田中議員さんのコロナウイルス対策の予算についてどのように考えておられるのかということでございますが、原則としては、緊急を要するものについては、予備費で対応しながらも補正予算をお願いするようになろうかと思っております。

補正予算についても、議会の招集のいとまがないということがあれば、先決ということもある

かと思えますけれども、原則はやはり臨時議会をお願いするようになるのではないかとこのふう
に思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ぜひ、臨時議会、極力原則速やかに、補正が必要な場合は。

予備費は今年度、今、どのくらい残っている、残額があるのか、ちょっとそれを教えていただ
ければと思います。

片添ヶ浜の公園なんですけど、ちょっと御説明じゃ利用者が増えたからということなんです
が、歳出が増えているんで、これは、ちょっとなにかどういう仕組みなのか、私、ちょっと理解でき
ないんですけど。利用者が増えたことによって、その関係する経費が増えたから、これだけ
650万円もの経費が必要になったということなんですか。ちょっと、もうちょっと補足をお
願いいたします。

GIGAスクールの、要するに維持費、今後想定される、例えば単年度の通信費しかかからな
いんで、さっき150万円でしたか、ということなんですか、5年後に、5年かどうかわ
かりませんが、機器の更新が必要になったときに、そのときにどのぐらいの経費が必要になる
のか、予算が必要になるのか、そのときの裏当てというんですか、財源はどうするのか、その辺
をちょっと御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 指定管理と同じように、利用料金は委託先の収入とするという
契約に基づいて支出しているから、歳入と歳出を合わせているということです。（発言する者あ
り）最初のやつ、18の収入のほうにありますので、要は契約に基づいてやっているということ
です。

○議長（荒川 政義君） 河内学校教育課長。

○学校教育課長（河内 啓次君） GIGAスクールに関する今後のタブレットの修繕や更新のた
めの購入というお話がございました。

修繕につきましては、1台あたり2万円程度という見込みの中で、これまでも予算計上をさせ
ていただいております。もしも、本体そのものが大きく購入しなければいけないということにな
ると、現状では、やはり国が示した4万5,000円、あるいは5万円程度という経費は必要に
なるかと思えます。

機器が今後どのようになるかということはあるんですが、そのような形で、今、認識しており
ます。

以上です。（発言する者あり）総額ですか。そうですね。これからの購入が、例えば200台
とか300台とかになれば、修繕であれば1台あたり2万円と、購入であれば1台あたり5万円

というようなことは、今後の流れの中では検討していかなければいけないのではないかなという
ような認識でおります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 予備費の予算額は幾らかということでございますが、令和元年度、
令和2年度、いずれも予算としては3,000万円を令和元年度では組んでおりますし、2年度
ではお願いする予定となっております。

令和元年度の今の執行残が2,870万円程度残っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） G I G Aスクールのことなんですけど、最後に。私が心配してい
るのは、入れるときはいいとしても後々、これがかえって負担になるんじゃないかというよう
なことが心配なんですけど、先ほども、ちょっと触れられていましたけど、今現在、そういうネッ
ト環境は一応あるということなんですけど、このG I G Aスクールに伴う高速ネットワーク環境
というのを構築することによって、さっきの動画とか教材活用とかコミュニケーションという
ようなことは、今でもある程度できるんじゃないかなと思うんですけど、この高速ネットワークを、
G I G Aスクール事業を実施することでできることというのは何かということ、その将来、財政
的にこの負担になるということであれば、ちょっと安易に国庫補助事業だからといって、安易に
導入するということは、もう少し議論が必要なんじゃないかなということを申し上げておきます。

ちょっと今の、もしわかれば新たに、こういうことができるんですよということが説明できれ
ば、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 河内学校教育課長。

○学校教育課長（河内 啓次君） G I G Aスクールのこの事業を取り組むことによって、今まで
とどこが異なるかという御質問だったと思います。

現在、防衛省のほうの再編交付金で、各学校にタブレット型端末導入しておりますが、現在は、
普通教室のみの導入となっております。今回のG I G Aスクール構想では、まず、普通教室のみ
ならず、特別教室、体育館、さらにはグラウンド等も含めて、児童生徒が校舎内全てで学習でき
る環境を整えるということがありますので、教育活動の活動範囲ということで、これまでも拡充
できるという点が1つでございます。

あとは、I C Tの環境につきましては、今後の動向を見なければと思いますが、当然、タブレ
ット等の性能といいますか、そういったことが向上することで、これまで以上に充実した環境が
整えるのではないかと考えておりますが、これは、今後とも国や県からの情報を得て、しっ
かりと吟味、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、次の本会議といたします。

日程第10. 議案第11号

日程第11. 議案第12号

日程第12. 議案第13号

日程第13. 議案第14号

日程第14. 議案第15号

日程第15. 議案第16号

日程第16. 議案第17号

○議長（荒川 政義君） 日程第10、議案第11号令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、日程第16、議案第17号令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）までの7議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） それでは、議案第11号から議案第13号までの補足説明をいたします。

まず、議案第11号令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては、保険税、制度改正補助金の減額、保険給付費等交付金、国民健康保険基金利子の増額によるものでございます。

歳出につきましては、病院事業特別会計繰出金の増額、総務管理一般経費、特定健康診査等事業費、保険給付費等交付金償還金、国民健康保険基金積立金の減額が主なものでございます。

それでは、補正予算つづりの57ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,445万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億2,095万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

63ページの歳入から御説明をいたします。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税は、普通徴収の世帯数、被保険者数、基準総所得の減少の影響等によりまして、550万円を減額するものでございます。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目制度改正補助金は、システム改修に必要なソフトウェアの開発・提供等が段階的に行われることになったことから、改修経費を 2 0 5 万 8, 0 0 0 円減額するものでございます。

4 款県支出金 1 項県補助金 1 目保険給付費等交付金は、国保診療施設・設備整備分の交付申請額確定等によりまして、特別交付金を 4, 1 9 7 万 1, 0 0 0 円増額するものでございます。

6 4 ページをお願いいたします。

5 款財産収入 1 項財産運用収入 1 目利子及び配当金は、国民健康保険基金利子を増額をいたします。

6 5 ページをお願いいたします。

歳出について御説明をいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、システム改修経費を 2 0 5 万 8, 0 0 0 円減額するものでございます。

5 款保健事業費 1 項 1 目特定健康診査等事業費は、受診見込者数の減に伴い 1 8 0 万 2, 0 0 0 円を減額いたします。

6 款基金積立金は、財源調整のため 8 6 万 1, 0 0 0 円減額をいたします。

6 6 ページをお願いいたします。

7 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 2 目保険給付費等交付金償還金は、前年度分の額の確定に伴いまして、2 7 9 万 5, 0 0 0 円減額いたします。

2 項他会計繰出金 1 目病院事業特別会計繰出金は、特別交付金の申請額確定に伴いまして、4, 1 9 7 万 1, 0 0 0 円を増額するものでございます。

以上が、令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についての概要でございます。

続きまして、議案第 1 2 号令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入において、後期高齢者医療保険料、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の減額によるものでございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

補正予算つづりの 6 7 ページをお願いをいたします。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 5 1 8 万 7, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 3, 7 2 1 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

7 3 ページをお願いいたします。

歳入から御説明をいたします。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 1 目特別徴収保険料は、県後期高齢者医療広域連合の本算定後の決算見込みによりまして、1,184 万 1,000 円を減額し、2 目普通徴収保険料は、469 万 6,000 円を減額するものでございます。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目事務費繰入金は、県広域連合共通経費負担金の変更によりまして、28 万 2,000 円減額いたしまして、2 目保険基盤安定繰入金は、県広域連合の実績見込みによりまして、836 万 8,000 円を減額するものでございます。

74 ページをお願いいたします。

歳出について御説明をいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、県広域連合の事務等負担金 28 万 2,000 円、保険基盤安定負担金 836 万 8,000 円、後期高齢者医療保険料 1,653 万 7,000 円をそれぞれ減額し、合計で 2,518 万 7,000 円を減額するものでございます。

以上が、令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）についての概要でございます。

次に、議案第 13 号令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして補足説明を行います。

補正予算つづりの 75 ページをお願いいたします。

今回の補正は、実績見込みによる介護給付費の減額に伴う調整が主なものとなっております。

第 1 条で、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から 1 億 2,384 万 8,000 円を減額し、歳入歳出の予算の総額を 35 億 2,622 万 7,000 円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に 53 万 3,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 810 万 9,000 円とするものであります。

まず、保険事業勘定の歳入から、御説明をいたします。

事項別明細書の 83 ページをお願いいたします。

1 款保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料は、85 ページの 6 款繰入金 1 項他会計繰入金 3 目低所得者保険料軽減対策繰入金の増額に伴います調整でございます。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金は、介護給付費の実績見込みによりまして、2,433 万 1,000 円を減額補正いたします。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金は、介護給付費の実績見込みによりまして、3,081 万 3,000 円を減額、2 目地域支援事業交付金は、事業実績の見込みによりまして、204 万 5,000 円を減額補正いたします。

3 目保険者機能強化推進交付金は、国が、市町村に対し、自立支援・重度化防止に関する取り

組みを支援するため創設された交付金でございます、223万円を計上しております。

84ページをお願いいたします。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金は、介護給付費の実績見込みにより減額、2目の地域支援事業交付金は、実績見込みにより増額補正いたします。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金は、実績見込みにより、1,401万9,000円を減額補正いたします。

2項県補助金1目地域支援事業交付金は、実績見込みにより、102万2,000円を減額補正いたします。

85ページをお願いいたします。

6款繰入金1項他会計繰入金1目介護給付費繰入金は、介護給付費の実績見込みによりまして1,475万円を減額、2目地域支援事業繰入金は、同じく事業実績見込みによりまして、102万2,000円を減額、3目低所得者保険料軽減対策繰入金は、実績見込によりまして、63万1,000円を増額、4目その他一般会計繰入金は、財源調整により71万9,000円を減額補正をいたします。

86ページをお願いいたします。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費の実績見込みによりまして、567万8,000円を減額補正いたします。

3項1目介護サービス事業勘定繰入金は、介護サービス事業勘定の繰出金の増額に伴いまして、増額補正をいたします。

9款財産収入は、基金利子の増額に伴い、増額補正をいたします。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

87ページをお願いいたします。

1款総務費3項1目介護認定審査会費は、介護認定審査会の実績見込みによりまして、614万2,000円を減額補正いたします。

2款保険給付費1項サービス諸費1目介護サービス等給付費は、実績見込みによりまして、1億660万3,000円を減額補正をいたします。

88ページをお願いいたします。

2目介護予防サービス等給付費は、実績見込みによりまして、201万9,000円を増額補正いたします。

2項その他諸費1目審査支払手数料は、実績見込によりまして、減額補正といたします。

88ページから89ページにかけて、3項高額介護サービス等費は、実績見込みにより、減額補正といたします。

89ページから90ページにかけての、5項特定入所者介護サービス等費は、実績見込みによりまして、減額補正といたします。

3款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金は、基金利子でございます。

4款地域支援事業費1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費は、実績見込みにより、増額補正といたします。

91ページをお願いいたします。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は、実績見込みによりまして、増額補正をいたします。

2項1目一般介護予防事業費は、介護予防普及啓発事業における臨時職員の賃金の減額補正でございます。

92ページをお願いいたします。

3項包括支援事業費・任意事業費7目認知症総合支援事業費は、実績見込みにより、減額補正といたします。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明をいたします。

事項別明細書95ページの歳入から御説明をいたします。

1款サービス収入1項介護給付費収入1目介護予防サービス計画費収入は、ケアプランの作成件数の増加によりまして、53万3,000円を増額補正をいたします。

次に、96ページの歳出について御説明をいたします。

1款サービス事業費1項1目の介護予防支援事業費は、ケアプラン作成委託料の増額、また、介護サービス勘定から保険事業勘定への繰出金の増額等の調整を行いまして、53万3,000円の増額補正としております。

以上で、議案第11号から第13号までの補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） それでは、議案第14号令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）から議案第17号令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）までの4議案につきまして、補足説明をいたします。

まず、議案第14号令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、補正予算書の97ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算から4,939万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億1,740万5,000円にするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

105ページをお願いします。

歳入につきまして、3款県支出金1項県補助金1目簡易水道費県補助金は、浮島地区海底送水管布設事業補助金の交付額確定により、2,186万9,000円を減額計上しております。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、財源調整のため92万7,000円を減額計上しております。

また、浮島地区海底送水管布設事業の事業費精算見込みにより、7款町債1項町債1目簡易水道事業債は1,470万円、2目辺地対策事業債は1,190万円、それぞれ減額計上しております。

106ページをお願いします。

歳出につきまして、1款簡易水道費2項事業費2目設備費15節工事請負費は、浮島地区海底送水管布設事業の精算見込みにより、4,845万円を減額計上しております。

また、2款公債費1項公債費2目利子は、支払い利子の確定により、94万6,000円を減額計上しております。

以上が、議案第14号令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

次に、議案第15号令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてですが、補正予算書の107ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算から1億4,996万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億5,557万円1,000円にするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

115ページをお願いします。

歳入につきまして、3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道施設国庫補助金は、事業費の確定に伴い1,640万円を減額計上しております。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、財源調整のため1,349万2,000円を減額計上しております。

6款諸収入11項営業外利益1目消費税還付金は、平成30年度分の消費税の確定申告に伴う還付加算金2万3,000円を新規計上しております。

7款町債1項町債は、各事業費の確定により、1目下水道事業債6,120万円を、2目過疎対策事業債5,890万円をそれぞれ減額計上しております。

117ページをお願いいたします。

歳出につきまして、1款公共下水費1項事務費1目総務管理費13節委託料は、法適化移行支

援業務の確定により、251万8,000円を減額計上しております。

2項事業費1目維持管理費13節委託料は、下水道台帳作成業務や水質検査業務の精算見込により496万円を減額、15節工事請負費では、事業の精算により220万円を減額計上しております。

2目公共下水事業費の設備経費のうち、15節工事請負費は、更新を予定していた機器の一部を令和2年度の公共下水道施設機能保全事業へ振り替えるなど、事業の精査により783万3,000円を減額計上しております。

また、東和片添地区公共下水道事業のうち、13節委託料は、事業費の精算見込により700万円を減額計上、久賀・大島地区公共下水道事業のうち、11節消耗品費は107万2,000円を減額、118ページをお願いします。13節委託料は、事業費の精査などにより4,522万円を減額、15節工事請負費は、実績見込みにより7,270万円を減額、また18節備品購入費は、処理場の年度内完成が困難になったことから、241万7,000円を減額計上しております。

2款公債費1項公債費2目利子23節償還金、利子及び割引料は、起債償還金利子の確定により、404万9,000円を減額計上しております。

以上が、議案第15号令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

次に、議案第16号令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてですが、119ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から447万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億9,125万円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

127ページをお願いいたします。

歳入につきまして、3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、財源調整のため317万円を減額計上しております。

6款町債1項町債1目下水道事業債は、各事業費の確定により210万円を減額、2目過疎対策事業債は、設備経費の財源振替のため80万円を増額計上しております。

128ページをお願いいたします。

歳出につきまして、1款農業集落排水費1項総務管理費1目総務管理費13節委託料は、法適化移行支援業務の確定により125万9,000円を減額計上しております。

2項事業費1目維持管理費13節委託料は、水質検査の精算見込みにより460万円を減額計

上しております。

2目農業集落排水事業費19節負担金、補助及び交付金は、県道大島環状線改良工事により沖浦西処理区の圧送管が支障になることから、受託工事負担金138万9,000円を新規計上しております。

以上が、議案第16号令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

次に、議案第17号令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、129ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算総額から2,463万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,335万3,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

137ページをお願いいたします。

歳入につきまして、2款県支出金1項県補助金1目漁業集落環境整備事業補助金は、交付金の交付配分がなくなったことにより1,100万円を減額計上しております。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、財源調整のため263万円を減額計上しております。

6款町債1項町債1目下水道事業債は、各事業費及び資本費平準化債借入額の確定により520万円の減額、2目過疎対策事業債は、各事業費の確定により580万円を減額計上しております。

138ページをお願いいたします。

歳出につきまして、1款漁業集落排水費1項総務管理費1目総務管理費13節委託料は、法適化移行支援業務の確定により125万9,000円を減額計上しております。

2項事業費1目維持管理費の13節委託料は、水質検査業務の精算見込みにより70万円を減額計上しております。

2目漁業集落排水事業費13節委託料は、今年度交付金事業の配分がなくなったことにより2,267万1,000円を減額計上しております。

以上が議案第17号令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第11号令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、

質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 66ページに繰出金で病院事業特別会計繰出金4,197万1,000円というのがございますが、この繰出金がこういう金額になったという根拠を補足で御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 田中議員さんからの病院事業特別会計繰出金ということで4,197万1,000円の内容について、という御質問でございましたのでお答えをしたいと思います。

当初予算では内容が確定をしていなかったために、前年度の実績額1,881万8,000円を計上しておりました。今年、令和2年1月に交付申請がありまして、その段階で直営診療施設整備分としまして、橋病院の一般撮影用のエックス線のシステムの購入費が110万円、直営診療施設の運営に係る特別に要した経費で経営合理化として機器の更新に要した経費、東和病院の電子カルテが4,000万円、大島病院の分包機が300万円、また、救急患者受け入れ体制新事業として、外部の医師に協力を求めるために要した賃金及び旅費、交通費が497万5,000円、病院附属健康管理室等々で行う健康教育や健康相談等に要する経費が1,171万4,000円となりまして、合計6,078万9,000円が確定をいたしまして、当初の差し引き4,197万円を増額としたものでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第12号令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第13号令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第15号令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第16号令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第17号令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

以上で議案第11号令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、議案第17号令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）までの質疑を終了いたします。討論、採決は次の本会議といたします。

日程第17. 議案第18号

○議長（荒川 政義君） 日程第17、議案第18号令和元年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 議案第18号令和元年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をいたします。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の業務の予定量のうち主要な建設改良事業では、本年度予定していました安下庄古城地区における県道改良工事が来年度へ繰り越されるため、水道管移設事業を皆減するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の支出から271万5,000円を減額し、8億2,051万1,000円とするものです。

その概要につきまして御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

支出につきましては、1 款水道事業費用 1 項営業費用 2 目配水及び給水費 3 節賞与等引当金繰入額は、人件費の調整を、1 2 節備用品費は、量水器購入費用の精算見込みに係る減額をそれぞれ行うものです。

3 目総係費 3 節賞与等引当金繰入額は、同じく人件費の調整を、7 節旅費及び 3 3 節負担金は、研修受講見込みによる減額をそれぞれ行うものです。

2 項営業外費用 1 目支払利息及び企業債取扱諸費、1 節企業債利息は、支払見込みの確定により減額するものです。

2 目雑支出 3 節消費税及び地方消費税は、確定申告による消費税支払見込みの増額を行うものです。

1 ページに返っていただきまして、第 4 条の資本的収入及び支出は、不足財源の内訳を変更するものです。

また、第 5 条で既定の収入から 3 1 0 万円を、既定の支出から 3 9 5 万円をそれぞれ減額するものです。

その概要につきまして御説明いたします。

3 ページをお願いいたします。

収入につきまして、1 款資本的収入 2 項負担金 1 目負担金 1 節負担金は、県道改良工事が来年度へ繰り越されるため皆減するものです。

支出につきまして、1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目施設改良費 2 9 節工事請負費は、同じく県道改良工事が来年度へ繰り越されるため水道管移設工事費を皆減するものです。

2 ページに返っていただきまして、第 6 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、人件費の補正に伴い減額するものです。

なお、4 ページ以降に附属資料を添付しております。

以上が、議案第 1 8 号令和元年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。討論、採決は次の本会議といたします。

日程第 1 8、議案第 1 9 号

○議長（荒川 政義君） 日程第18、議案第19号令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第19号令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。

お手元の令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量では、病院患者数は入院合計で1,657人、外来合計で1,812人の減少を、介護老人保健施設利用者数も入所合計で199人、次の2ページをお開きください。通所合計で96人の減少を見込んでおります。それに伴いまして1日平均患者数・利用者数を補正しております。

次に、（8）の学生数については、12人減少し、102人と補正しております。

（9）主要な建設改良事業について、3ページをご覧ください。

それぞれ入札による事業費減少により、病院改築工事については129万6,000円を減額補正し、合計を2,786万4,000円に、医療機械器具及び備品購入については1,916万1,000円減額補正し、合計1億3,919万8,000円としております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、業務の予定量の減少に伴います診療収入の減少、特別交付税の確定、調整交付金、国民健康保険保険給付費等交付金の確定、過年度奨学金返納等による特別利益の増加等により、4ページをお開きください。収入合計で2,248万6,000円減額補正し、53億8,984万9,000円を見込んでおります。

支出につきましては、業務の予定量の減少に伴います材料費の減、看護学校の奨学金受給学生減少による奨学金の減により、支出合計で2,245万7,000円を減額補正し、53億8,981万円を見込んでおります。

5ページをご覧ください。

第4条の資本的収入及び支出につきまして、資本的収入は建設改良事業費の入札による減少に伴う企業債の減額、機器備品整備による国民健康保険保険給付費等交付金の交付、基金の取り崩しにより6億8,000万円を増額補正し、収入合計9億7,020万円としております。

支出につきましては、先ほど収入でも触れましたとおり、入札による建設改良事業費の減少により2,045万7,000円を減額補正し、支出合計9億2,654万7,000円としております。

6ページをお開きください。

第5条の企業債につきまして、建設改良費の入札による事業費減少により6,410万円を減

額補正し、合計3億7,300万円としております。

第6条の他会計からの補助金について、特別交付税の確定、国民健康保険保険給付費等交付金の交付により5,360万5,000円を増額補正し、14億2,705万3,000円としております。

第7条のたな卸資産購入限度額につきましては、業務の予定量に基づき算出し、合計で1,885万3,000円減額補正し、9億6,939万9,000円としております。

附属資料といたしまして、8ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が議案第19号令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。

どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。討論、採決は次の本会議といたします。

暫時休憩します。

午後2時05分休憩

.....

午後2時19分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19. 議案第20号

日程第20. 議案第21号

日程第21. 議案第22号

日程第22. 議案第23号

日程第23. 議案第24号

日程第24. 議案第25号

日程第25. 議案第26号

日程第26. 議案第27号

日程第27. 議案第28号

日程第28. 議案第29号

日程第29. 議案第30号

日程第30. 議案第31号

日程第31. 議案第32号

○議長（荒川 政義君） 日程第19、議案第20号周防大島町交通安全指導員設置条例に廃止についてから、日程第31、議案第32号周防大島町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の一部改正についてまでの13議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。

岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは議案第20号から議案第32号までについて、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第20号周防大島町交通安全指導員設置条例の廃止についてであります。

今回の条例の廃止は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正され、同法第3条第3項第3号に規定される非常勤の特別職が、専門的な知識経験又は識見を有する者がつく職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものと限定されました。

本町の交通安全指導員の身分を規定する周防大島町交通安全指導員設置条例第4条指導員は、非常勤の職員とするが、改正地公法で規定される非常勤職員に該当しないことになるため、周防大島町交通安全指導員設置条例を廃止しようとするものでございます。

なお、周防大島町交通安全指導員は、児童生徒や高齢者をはじめ、地域住民の交通安全を指導・啓発する重要な役割に従事することから、従来同様の業務内容に携わっていただくよう、条例にかわり要綱により運用してまいります。

施行日につきましては、令和2年4月1日からの施行となるものでございます。

次に、議案第21号周防大島町印鑑条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、各制度について欠格条項の削除等の整備が行われ、印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長通知）の一部が改正され、令和元年12月14日に施行されたことを受け、条例の一部改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をいたします。

第2条第2項第2号は、印鑑の登録資格に関する規定のうち、登録することができない者及び代理人となることができない者として規定されている成年被後見人を意思能力を有しない者に改

めようとするものでございます。

この改正によりまして、成年被後見人が印鑑登録を申請する場合は、成年被後見人本人が窓口に来庁し、かつ法定代理人が同行している場合に限り、申請を受け付けることが可能となります。

次に、第5条第3項、第6条第1項第3号及び第7号につきましても同様に、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に合わせて表現を改めようとするものでございます。

続いて、議案第22号周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正についてであります。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、新たに制度化された会計年度任用職員制度の導入により、先の12月定例議会において御議決いただきました周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「会計年度任用職員給与条例」という。）の制定に関連した諸条例について所要の改正をしようとするものであります。

それでは逐条に沿って御説明をいたします。

第1条は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、短時間勤務（パートタイム）の会計年度任用職員を、公表の対象となる職員から除くこととする規定を追加するものでございます。これは報酬での支払いとなるためでございます。

第2条は、職員の分限に関する手続き及び効果等に関する条例の一部改正で、心身の故障により長期の休養を要する場合の休職期間の上限について、会計年度任用職員は任命権者が定める任期の範囲内とする規定を新たに明記するものでございます。一般職は3年であるが、会計年度任用職員は1年以内となります。

第3条は、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正で、パートタイムの会計年度任用職員が減給の懲戒処分を受けた際に減額される額について、会計年度任用職員給与条例第17条第1項から第3項に規定する月額、日額及び時間額で支払われる報酬額のそれぞれ10分の1とすることを追記するものでございます。

第4条は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇については本条例によらず、別に規則で定める旨を新たに明記するものでございます。

第5条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、3点の改正があります。

1点目は、勤勉手当を支給することができる職員から、会計年度任用職員を除く規程を追記するものでございます。

2点目は、育児休業から復職した際の給与の号給調整をする職員から会計年度任用職員を除くこととする規定を追記するものでございます。

3点目は、会計年度任用職員が育児部分休業を取得した際に減額する給与の額について新たに明記するものでございます。

第6条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、現行の臨時的任用職員の給与の規定を会計年度任用職員の給与に改めるもので、詳細は別に条例で定めると規定しております。なお、先の12月議会で御議決いただいた周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例は、12月23日に公布し、本年4月1日に施行されます。

第7条は、一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正で、出張時に支給される旅費の支給対象職員に、短時間勤務の再任用職員とフルタイム会計年度任用職員が含まれることを追記するものでございます。

第8条は、病院事業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、現行の非常勤職員の給与の規定を会計年度任用職員の給与に改めるもので、パートタイム、フルタイムそれぞれの会計年度任用職員の給与の種類を第1項で規定し、第2項で給与の基準については別に定めるとしております。

なお、本条例の施行日は令和2年4月1日としております。

続いて、議案第23号周防大島町長等の給与の特例に関する条例の全部改正についてであります。

本議案は、昨年10月に発覚いたしました周防大島町定住促進協議会事務局会計の着服横領事件に関し、町長より任命責任者として自身の給与を減給したいとの申し出がありましたので、平成18年に公布いたしました周防大島町長等の給与の特例に関する条例を全部改正し、町長の給料について2カ月間月額給料の10分の1を減給しようとするものでございます。

周防大島町長等の給与の特例に関する条例は、平成18年3月の町議会定例会において税条例、国民健康保険税条例等の改正による町民負担の増加及び外郭団体等への補助金の大幅削減を受け、平成18年4月から平成19年3月末までの1年間、特別職及び教育長の給料月額を一律5%削減するものとして御議決をいただき、公布制定したもので、翌平成19年3月に、期間を1年間延長するとともに、町長の減額率を10%に引き上げる改正を行い、さらに、その翌年平成20年3月に期間を6カ月延長し、平成20年10月31日までとする改正が行われたものでございます。

本来、このような期間限定の条例は、附則において期限到来とともに効力を失う規定があるものでございますが、本条例においては規定されておらず、現在も有効な条例となっているため、本条例を全部改正し、このたびの町長からの減給申出を反映した条文に改めるとともに、附則において2カ月間の期間到来とともに効力を失う規定を設けたものとしております。

また、本条例は、令和2年4月1日に施行し、4月と5月の町長給料を減額するものとし、令

和2年5月31日をもって効力を失うこととしております。

続いて、議案第24号周防大島町観光振興事業助成基金条例の一部改正についてであります。

周防大島町観光振興事業助成基金条例につきましては、平成20年度に本町の各種イベント等観光振興事業に係る助成事業を実施するため、再編交付金を財源として設置されたものであります。

本議案は、令和2年度から、本町における観光振興事業助成の対象について拡充しようとするもので、第1条において一般社団法人周防大島観光協会並びに大島郡体育協会を通じて実施するを削ろうとするものであります。

なお、附則において、施行期日を公布の日から施行することとしております。

続いて、議案第25号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

当町の小学校においては、10校中7校が複式学級を有し、極小規模化した小学校が多くあります。

昨年の6月、油田小学校の保護者が、児童数が少なく今後も増える見込みがないため、森野小学校へ統合してほしい、との要望がありました。この思いは、油田地区の未就学児の保護者を含めた総意との説明も受けたところでございます。

この要望を受ける前の教育委員会の考えといたしましては、令和3年4月の中学校統合を終えた後に、東和地区3小学校の統合について協議調整できればという思いでございました。しかしながら、油田小学校保護者の方々は、中学校統合と同日の令和3年4月1日に森野小学校と統合してほしい、と言う要望でございました。

この要望に基づき、油田地区の各種団体の代表者、日頃お世話をいただいている地域の方や保護者の方々を対象に、地域説明会を開催いたしました。参加者の意見は、寂しくなるがやむを得ない、保護者の想いを尊重するなどが大半であり、反対の意見はありませんでした。

また、統合先の森野小学校区や、隣接校となる城山小学校区においても同様の地域説明会を開催いたしました。両小学校区とも異論はなく、油田小学校が森野小学校へ統合することについて同意をいただいたところでございます。

このことに基づき、周防大島町教育委員会において油田小学校の統合方針についてお諮りをし、承認を得た後、町長主宰の周防大島町総合教育会議において協議をし、周防大島町として、油田小学校が森野小学校と統合することについて最終判断をいたしましたので、周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、本件の統合期日は、中学校統合と同日の令和3年4月1日でありますので、未施行である平成29年12月の一部改正条例を一部改正し、公布の日から施行させようとするものでござ

います。

以上が、油田小学校が森野小学校と統合する関係条例の一部改正についてであります。

続いて、議案第26号周防大島町歴史民俗資料館条例の一部改正についてであります。

山口県が県道4号線の拡幅工事を実施するにあたり、拡幅に必要な町有地を売却する契約を、昨年6月に山口県と締結いたしました。この契約に基づき山口県に町有地を売却するため、周防大島町大島歴史民俗資料館の解体を実施いたしましたので、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、周防大島町歴史民俗資料館条例第2条の表中、周防大島町大島歴史民俗資料館の項を削り、別表(2)大島歴史民俗資料館の表を削り、(3)橋民俗資料館を(2)橋民俗資料館に改めるものでございます。

続いて、議案第27号周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

このたびの改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

平成27年度、国は待機児童対策等を目的として、子ども・子育て支援新制度を制定いたしました。

この制度は、都道府県が認可している、いわゆる認可保育所を施設型保育事業とし、認可保育所に入れない待機児童の受け皿として、市町が認可する家庭的保育事業等を新たに設けることとしました。

本町にある保育所は山口県が認可するいわゆる認可保育所であり、現在、保育所利用が可能な児童は全て町内いずれかの保育所に入所できており、待機児童はおりません。

家庭的保育事業等は、待機児童がいる場合に、子ども・子育て会議に諮り、市町村が認可するもので、本町には待機児童がおりませんので、該当はありませんが、国の制度改正に準じ、このたび改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正案の概要につきまして、順を追って御説明いたします。

まず、第6条第2項第3項の改正は、代替保育の提供先の緩和についてであります。家庭的保育事業では、保育内容の支援及び卒園後の受皿の役割を担う連携施設を確保しなければなりません。家庭的保育者が病気などの際に連携施設において保育を提供する代替保育に限り、連携先を小規模保育事業者、または事業所内保育事業者から確保することが可能となりました。

次に、第6条第4項第5項、第45条の改正は、卒園後の受皿の提供を行う確保義務の緩和についてであります。家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が不要となりました。

次に、第16条第2項第4号の改正は、食事の外部搬入の容認範囲の拡大についてであります。乳幼児の状態に応じた食事の提供及びアレルギー等への配慮に適切に応じることができると認める事業者からの食事の外部搬入が可能となりました。

次に、附則第2項第1号の改正は、自園調理について、調理設備の確保が困難な実情を踏まえ、自園調理のため必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間5年から10年に延長になりました。

次に、附則第3項の改正は、家庭的保育事業者等のうち、連携施設の要件を全て満たした事業者が少数であるため、連携施設を確保しないことができる経過措置5年が10年に延長になりました。

次に、附則第6項から第9項の改正は、幼稚園教諭等の活用についてであります。小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所について、保育業務を当分の間、一定の範囲において、幼稚園教諭、小学校教諭等の資格のあるものが保育士にかわり従事できるようにするとともに、これらの者に加え、研修修了者であって保育士と同等の知識経験を有すると認められる者が保育士にかわり従事することが可能となりました。

次に、別表第1、別表第3の改正は、避難階段についてであります。複数階に保育施設がある建物において火災が発生した際に、階段室への煙の流入を防ぐ屋内階段付室の排煙機能と同等の機能を階段室が有する場合は、その機能を設備基準内として認めることと改正いたしました。

続いて、議案第28号周防大島町放課児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する国の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うもので、その改正内容は、放課後児童支援員認定資格研修の実施者を拡大するものであります。

放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに放課後児童支援員を配置することとなっております。放課後児童支援員認定研修とは、放課後児童健全育成事業に従事する者に対し、支援員としての業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とする研修でございます。

平成29年度の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）において、放課後児童支援員認定資格研修について、研修需要に適切に対応できるようにするため、政令指定都市でも実施できるよう厚生労働省令が改正されたことに基づき、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修に加え、政令指定都市の長が行う研修も研修を修了したものとして取り扱うこととするものであります。

なお、附則につきましては、本条例の施行日を令和2年4月1日からとしております。

続いて、議案第29号周防大島町介護保険条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、令和元年10月の消費税率10%の導入に伴い、介護保険法施行令の一部が改正される見込みであることから、周防大島町介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

低所得者の介護保険料率については、昨年6月の議会において御議決いただき、10月以降の消費税率10%導入による財源を充て、10月から3カ月分の保険料の軽減強化分を令和元年度の介護保険料率に反映していたところでございますが、このたびの改正は、令和2年度1年分の保険料率に反映するものであります。

それでは、44ページの新旧対照表に基づいて御説明をいたします。

第4条第2項の改正規定は、同条第1項第1号に該当する者の保険料、いわゆる第1段階の保険料を、令和2年度については、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料の軽減を0.375から0.3とすることとし、保険料を2万6,775円から2万1,420円とするものであります。

第4条第3項の規定は、同条第1項第2号に該当する者の保険料、いわゆる第2段階の保険料を、令和2年度については、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料の軽減を0.625から0.5とすることとし、保険料を4万4,625円から3万5,700円とするものであります。

第4条第4項の規定は、同条第1項第3号に該当する者の保険料、いわゆる第3段階の保険料を、令和2年度については、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料の軽減を0.725から0.7とすることとし、保険料を5万1,765円から4万9,980円とするものであります。

附則において、第1項で、この条例は、公布の日から起算して3カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものとし、第2項で、経過措置として、改正後の周防大島町介護保険条例第4条第2項から第4項までの規定は、令和2年度以降の年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしております。

なお、本条例の改正に際しましては、介護保険運営審議会の承認を得ておりますことを申し添えさせていただきます。

続いて、議案第30号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の全部を改正する条例等の一部を改正する条例についてであります。

先の令和元年第4回定例会において御議決を賜りました、周防大島町公共下水道設置及び管理条例の全部を改正する条例、周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の全部を改正する条例及び周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の全部を改正する条例の使用料の算定方法の表中に消費税及び地方消費税の取り扱いに関する記述がなかったため、追加するものであります。

それでは、その内容につきまして、御説明をいたします。

議案つづりの45ページをお願いいたします。

第1条の周防大島町公共下水道設置及び管理条例の全部を改正する条例第17条第1項、第2条の周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の全部を改正する条例及び第3条の周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の全部を改正する条例第16条第1項の一部改正は、下水道使用料算定表中に備考欄を追加し、料金には消費税及び地方消費税が含まれるものとする。の記述を加えるものでございます。

なお、附則として、本条例の施行日を公布の日からとしております。

続いて、議案第31号周防大島町営住宅及び一般住宅条例等の一部改正についてであります。

本議案は、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、新たな賃貸借契約において、連帯保証人制度の見直しなど、関連する規定の改正を行おうとするものでございます。

それでは、逐条ごとに概要の御説明をいたします。

第1条の周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正ですが、第5条第5号については、土地区画整理法の引用条項を改めております。

第11条第1項第1号及び第3項の入居の手続については、入居の手続のうち、民法の一部改正に伴い個人根保証契約の限度額を定める必要が生じたため、規則で定める旨規定をしております。

また、高齢化や少子化に伴い、連帯保証人の確保が難しくなる傾向にあることから、保証人の数を2人から1人に変更するとともに、連帯保証人の連署が難しい場合の取り扱いを規則で定めることとしております。

第15条の収入の申告等については、第4項として、入居する認知症である者等の収入申告が困難である場合の収入額の認定に関する規定を加えております。

第19条第3項の敷金の充当については、国の示す公営住宅管理標準条例（案）に延滞賃料その他の債務が追加されたことを受け、規定を改めております。

第41条第3項については、民法制定以来5%とされてきた法定利率が3%に引き下げられ、3年ごとに見直しされることから法定利率という表記に改めております。

第57条第3項の承認等に関する意見聴取については、令和元年6月議会における建設環境常任委員会で、警察署長の行為を町の条例で定めることの是非について指摘を受けまして、山口県警から条文の有無に関係なく、対応が可能との回答を得たため削除をしているところでございます。

別表中瀬戸第2住宅は、昭和30年建築で耐用年数30年を大幅に超えて老朽化が進み、現在

全戸、政策空家としておりますので、このたび用途廃止をするものです。今回の改正によりまして、町営住宅等の総管理戸数は、7戸減の670戸となります。

第2条の周防大島町特定公共賃貸住宅条例の一部改正ですが、第5条第4号の引用条項の整理、第11条第1項第1号及び第3項の入居の手続、第22条第2項の敷金及び第38条第3項の承認等に関する意見聴取については、第1条の周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正に準じております。

第3条の周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正ですが、第9条第2項の入居できる期間については、令和元年6月議会における建設環境常任委員会での指摘や入居希望者からの要望に基づき、同居する子、または同居している子の子が入居できる期間を21歳から22歳に改めしております。

第10条第1項第1号、第19条第2項及び第3項の敷金及び第33条第3項の承認等に関する意見聴取については、第1条の周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正に準じております。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、第1条中、周防大島町営住宅及び一般住宅条例第11条から別表までの改正規定、第2条中、周防大島町特定公共賃貸住宅条例第11条から第38条第3項までの改正規定及び第3条中、周防大島町若者定住促進住宅条例の改正規定は、令和2年4月1日施行としております。

最後に、議案第32号周防大島町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の一部改正についてであります。

本議案は、議案第22号周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正と同様に、会計年度任用職員制度の導入による関連した諸条例の一部改正であります。さきの12月議会で御議決いただいた、下水道事業の公営企業法全部適用により改正した関連条例のうち、周防大島町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例（以下「全部改正条例」という。）の附則で規定した周防大島町職員定数条例と周防大島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条文に新たに改正条文を追加しようとするものでございます。

それでは、逐条に沿って御説明をいたします。

第1条は、全部改正条例の附則第5項周防大島町職員定数条例の一部改正の一部改正で、会計年度任用職員制度の導入に伴い改正された、新地方公務員法第22条の3に規定されている臨時的任用職員を一般職に属する職員から除く規程を追加するものです。

第2条は、全部改正条例の附則第10項水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の一部改正で、臨時職員の給与に関する規定を水道事業及び下水道事業における会計年度任用職員の給与の規定に改めるもので、パートタイム、フルタイムそれぞれの会計年度任用職員

の給与の種類を第1項で規定し、第2項で給与の基準については、周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定を準用することとしております。

参考までに、令和2年度において水道事業及び下水道事業に会計年度任用職員の任用予定はございません。

なお、本条例の施行日は、全部改正条例の施行日より前となるよう公布の日としております。

以上は、議案第20号から議案第32号までの補足説明であります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

議案第20号周防大島町交通安全指導員設置条例の廃止について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第21号周防大島町印鑑条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第22号周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第23号周防大島町長等の給与の特例に関する条例の全部改正について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 100分の10を減じると、2カ月というこの内容ですけど、これの基準というんですか、根拠というのが何からこういう条例改正の内容になるのか、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 処分の基準と根拠ということでございますけれども、あくまでも懲戒処分等につきましては、職員についてのみしかないんですけれども、その職員に対してについては、懲戒処分の指針というのが人事院の事務総長通知で示されておりますので、これを根拠としております。

また、その量についても、本町のこれまでの処分の内容を鑑みてそれを決めておるところでございます。ただ、これもあくまでも職員の場合ということでございます。町長についてはもう特に処分の規定はあるものではないと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 職員の処分基準に準じてという内容という御説明なんですけど、私はちょっともっと大胆な内容になるかなと思っていたんですが、というのも周防大島町になってから4度目の横領事件ということで、最初は今の椎木町長が町長だったかどうかは記憶にありませんが、いずれにしても椎木町長が組織の責任者としてそういう立場にいたという中で4度の横領事件があったということで、やっぱりここは、1月に管理監督者の処分がありました。これも10分の1の1割カットの2カ月と、全く同じ内容なんですけど、やっぱりその組織の、4度あるというのはちょっと異常事態だと思いますが、そういう組織のトップとしてやっぱり職員と同じ内容で基準がないからこそ、職員と同じ内容ではちょっと組織に対しても、町民の方に対しても、示しがつかんという言葉はどうなのかわかりませんが、ちょっとそういう責任を果たす姿勢が伝わらないんじゃないかなと思うんですが、その辺で町長の認識をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 特別職の懲戒制度につきましては、今部長が申し上げたとおり、地公法が適用されないということでありますので、一般職と同様の懲戒処分の今は一緒というふうに申されましたが、同様の処分の規定ではないということでございまして、そういう形からすると法的な懲戒処分ではありませんが、今、職員と、10分の1に関しては同じでございまして、そういうことよりもっと大胆なことが必要ではないかという御指摘でございまして、例えば特別職がこの処分を受けるということは、今、申し上げましたように法的な懲戒処分というのがありますので、私とすれば、今、総務部長が申し上げたとおりではあるんですが、過去の本町での処分事例とか、または他の自治体における同様の案件の処分事例を一応基準としておかないと、ここで例えば、給料の2分の1を数カ月にわたって減額するというふうな大胆なことも、それはできないことはないんじゃないかと思いますが、そのようなことではなくて、金額よりも町長みずから懲戒処分に相当する処分を受けるということが非常に重要なこととございまして、このことが懲戒処分ではないにしても町長がみずからの給料を削減するような、懲戒処分と同じようなことを条例改正で受けるということの重要性を認識しているということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 初めてならそういう言い方もあると思うんですが、周防大島町になってからでも4度目の横領と、先ほども言いましたけど、何回も言いますけど。そういう組織としての問題が大きいと思うんです。その組織のトップというか責任者として、やっぱりそれは他の事例とか、今までの事例というのは当てはまらないような、今、事態だろうと思うんです。

去年の事件発覚から時間がたっていますんで、何かトーンダウンしているんかもしれませんけ

ど、これは単に——ほかの予算とかの話になりますけど、今までの補助金を公会計に移すと、それで片がつくという問題ではなくて、やっぱり組織全体として対策というんですか、意識改革が必要だと思うんです。

そのためには、やっぱり町長トップみずから大きな傷を負わないと再発防止のインセンティブが働かないというふうに思うんですけど、その辺、あまり何回も聞いても酷かもしれませんけど、もう一回、私は今の答弁では何となく心もとないんで、その再発防止という観点からもう一度、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 例えば、処分の重い軽いによってから、その再発防止に結びつくかどうかということを考えておるわけじゃなくて、町長が懲戒処分に相当する処分を受けるとことの重大さということを認識していただきたいと思うわけでございまして、ですから、過去に何度かあったということですが、過去のことと今、今回のことをずっと重ね合わせてから処分をしようとしているわけではございませんので、今回の事案についての懲戒処分に相当する処分を、今回こういうふうに条例改正として出させていただいておりますということでございますので、特別職が一般職の懲戒処分に相当するような処分ではありませんが、それに相当するような処分を受けるとことの重大さ、重要さということは、今回の条例改正の主な考え方であって、過去何回あったというのを重ね合わせてやってきておるという思いではございません。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

議案第24号周防大島町観光振興事業助成基金条例の一部改正について質疑はございませんか。
田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 事前にお聞きしていますので、今回、観光協会と体育協会という表現を外すということで、対象とする団体の縛りをなくすということで、花火大会実行委員会とか、くか夏まつり、歩け歩け大会といった事業が、今まで補助金として観光協会を通して実施していたということを、そういった実行委員会は、もう観光協会から切り離してお金も出さず実施もしてもらおうという認識でよろしいのかどうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 田中議員さんが言われてのとおり、観光協会が実施する事業の部分については、今、言われたお大師堂めぐりであったり、ふるさと・くか夏まつりであったり、花火大会であったりということの実行委員会に対するものという考えでいいと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） だから、対象事業とか対象団体は、もう縛りをかけないということで、いろんな可能性が出てくるということでもいいんだらうと思うんですが、今、ちょっと観光協会の話が出たんで、その観光協会の中には、これは今まで観光協会を通して実施していた、お金もそういうふうに使っていたというのを、そういうのをなくすというのはいいことだろうと思いますけど、そういう趣旨であれば、観光協会にしても今の補助金の全般を、事業の全般を見直して、スリム化というか、スリム化すればいいというもんじゃないけど、観光協会として本来実施すべき事業、観光的な事業、これに集中してもらおうというような検討もされているのかどうか。いかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議員さん言われてのとおりで、今、実行委員会のほうに移行する事業をのければ観光協会の独自事業が残るというふうに思っております。

ただ、それは御存じだとは思いますが、この基金条例に基づく事業ではないということも議員さんは御存じだと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第25号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） まず一つは、移動手段をどういうふうに対策というんですか、確保していくのかということ具体的に教えていただきたいと思います。

それと、もう一つは、廃校になった後の建物の校舎の活用策、これをどのように考えておられるか現時点の方向性を御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 1点、移動手段ということでございますが、このたびの統合によりまして、油田地区から森野地区までの間におきましては、森野小学校の始業及び終業等の校時に配慮いたしまして、登校につきましては1便、下校につきましては2便のスクールバスを運行することを考えております。

また、閉校後の跡地利用でございますけれども、こちらについては、現状は白紙の状態でございます。学校施設の跡地利用につきましては地域の方からの意見等を拝聴することをはじめ、また、ホームページ等で活用についての御提案をいただくなど、そういったことで対応することを今後検討していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第26号周防大島町歴史民俗資料館条例の一部改正について質疑はございませんか。藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） 議案第26号の大島地区の歴史民俗資料館の条例の一部改正ということで、今現在、私も通りましたら跡地のところはきれいに整地をされておるところだと思います。

資料館が使われなくなって長らくたちますので、つくられた方は御尽力を大きくされて、資料館として役割を終えた中で新しい形で始まるということはすばらしいことだと思っております。

確認をさせていただきたいのは、その資料館にあった展示物というのは、もう既に移動されて新たに展示をされておられるのかどうかということ、そして、拡張の工事の予定が、もし今の現段階でわかることがあれば教えていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） ただいま藤本議員さんからの御質問がございました。

まず、大島歴史民俗資料館にあったものということでございますが、旧田布施農工の屋内運動場のほうに移転をしております。それ以前のものも、そのほうにメインのものを移転しましたが、まだ残っておったものにつきましては、そちらのほうに移転をさせました。

それと、県道4号の拡張の関係なんですけど、具体的には県の柳井土木建築事務所のほうからは伺っておりません。大変申し訳ありません。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 道路の計画については、大島大橋の南詰と申しますか、3差路から大島病院の前までの道路改良でございますが、もう既にボーリング調査、土質調査や測量が終わっておりまして、設計もほぼ、先般見せていただきましたが、ほぼ出来上がっておりまして、既に町の用地については買収がかっておりますが、これから民間の土地の買収と補償を今から進めていくという状況でございます。工事の実際の着工までには、もう数年かかるというふうに聞いております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第27号周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 無認可保育園が、この条例は対象といたしますか、そういうものができれば対象にするということですが、今は、無認可保育園は町内にはありませんし、もともと無認可保育園は要件さえ整えば認可されるべきものだと思うんですが、この条例が適用されるケースというのはどういう場合を——町内に住んでいる人が無認可保育園ができた場合に利用すると、この2段階で、これが適用になると。または、町外の人が入ってきた場合は今の保育園に入るわけですから、全くこういうものは必要ない。

つまり、ほとんど今は、この条例ができたところで適用するケースがないということになるような気がするんですが、その辺、どういうことを想定しているのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 砂田議員さんから御質問をいただきましたので、お答えをしたいと思うんですけれども、今回の家庭的保育事業というのは、実は無認可保育所という位置付けのものではございませんで、ちょっとなかなか難しいんですけれども、都会のほうで特に待機児童が増えているという状況の中で、平成27年度に新しい形の保育形態をつくりましょう。

それは特に原則20人以下で、小規模で、ゼロ歳から2歳の子供を預かりましょう。そして、この家庭的保育という言い方ではなくて、本来は、これは地域型保育という言い方をするんですけれども、その中に実は4つ分類がありまして、家庭的保育というのは定員が5人以下、それから小規模というのは6人から19人、それから事業所内保育というのがございまして、これは企業で従業員の保育をしましょう、それから居宅訪問型というのがありまして、これは障害等の子供さんがいたときに保護者の自宅でマンツーマンで保育をしましょうと、実はこういう形の保育形態をつくりました。

これは、先ほど副町長の補足説明の中に少し触れてあったんですが、子ども・子育て会議というのが町に設置をされております。その会議に諮って、認可をするかしないかというものをまず決定をしていくという規定になっておりますが、最初に申し上げたとおり本町には待機児童がないということでございますので、はっきり言うと認可をすることはあり得ないということで、そうであれば条例も条例改正も要らないのではないかという議論もあるんですが、国が法律を制定をして、そういう形をつくって、また改正を行っておりますので、今回は、それに準じて改正をしたものでございます。

ですから、いろんな形があっても本当にわかりづらいとは思いますが、そういう形態の新たにつくられた保育施設だという御理解をいただいたらというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第28号周防大島町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第29号周防大島町介護保険条例の一部改正について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第30号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の全部を改正する条例等の一部改正について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第31号周防大島町営住宅及び一般住宅条例等の一部改正について質疑はございませんか。
田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今回の改正、内容についてというよりも、33条3項ですか、済みません、警察署長の意見聴取ということで、これは先ほどちょっと説明もありましたけど、6月議会のときに、ほかにもいろいろと議会のほうでも指摘というんですか、意見があったと思うんですが、その中で私が言ったことで、警察署長の権限を、この条例の中に盛り込むのは適切なのかということで、公営住宅における暴力団排除についてで、事業主体からの情報提供依頼や事業主体に対する通報について、警察と事業主体とが連携強化するよう警察庁と国土交通省が協議済みであり、暴力団排除に対する警察の対応を条例上、規定するものだという御答弁をいただいております。

要するに、この私の趣旨は、警察署長の権限を条例に盛り込むのはいかがなものかということに対して、要するにこれでいいんだよと、問題ないということだったはずなんです。

それを、今回、改正して削除するということになると思うんですが、そうであれば、6月議会の委員会ですけど、委員会での答弁、私は、ここの討論でも改正を前提とした条例制定などはあり得んというふうに反対討論を申し上げたと思いますが、それでもなお、これでいいんだということで条例を制定されたと思うんで、であればここへ来て、1年たっていませんけど改正するというのは、ちょっと矛盾するんじゃないかなと思いますけど、その辺で何か見解があれば御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 今の田中議員さんからの御質問でございます。

先ほど補足説明で副町長が申し上げたように、若者定住促進住宅の条例制定における委員会の審議の中で、警察署長の権限なり、そのほかのところで御意見、御指摘をいただいたところがございます。

委員会の中の御説明で、条例制定と別に町営住宅及び一般住宅条例並びに特定公共賃貸住宅条例にも同様の規定があるということも当時申し上げたと思います。それらとの整合性をとるという意味も含めて若者定住促進住宅条例にも、この条項を盛り込んで議案としてお諮りをしたわけでございます。

既存の条例との整合性をとるというような御説明を差し上げまして、特に条例として不足はないというようなことも申し上げたかと思えます。ただ、実際に、その委員会の中で田中議員さんからも、そういう御意見をいただいたこと、それからその審議の中で、入居要件としてのお子さんの年齢が21歳というのが、大学卒業の22歳であるべきではないかというような御指摘等もあわせていただいております。

今回というか、民法の改正で連帯保証人のところの規定を改正する必要が生じたので、御意見なり御指摘と、今回の民法改正の必要性等を総合的に勘案して、あわせて条例改正をしたい。削除ということではありますが、条例改正をするということでお諮りをいたしました。

条例制定後に補足説明でも申し上げましたが、警察関係と協議をする中で、条例に規定があるなしにかかわらず同様の対応をしていただけるということでもございましたので、今回の条例改正に合わせて、ある意味誤解を招くような条項自体を削ることで、同様の御指摘なり御意見を、今後いただくことがないというのが条例のあるべき姿だというふうに考えましたので、今回この中に盛り込んだ次第でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 私は、6月議会の際に、執行部からそういうふうに、先ほども申しましたような御答弁があつて、そうなんかと、素直ですから、そのとおりでないと信じたわけです。それは納得したわけです。

でも、後から検討したら、やっぱりそのとおりでしたということでは、条例制定の議会への議案の信頼性というんですか、そういうもの自体を失わせてしまうものではないかなと。

現実、今の年齢のところでちょっと触れられましたけど、21歳の理由はということについても同僚議員から意見があつて、それに対しては考える余地はあると思うというふうな御答弁がされているんです。

考える余地があるというのは、その6月議会の中での話であるべきであつて、それで考えて議案を修正するとか、一旦、取り下げて、また再提出するとかいうことならいいんですけど、幾ら

考える余地があるといっても、それを次の年の3月議会で上げると、改正すると、それまで考えますよというんだったら、はじめから条例なんか上げるなという話になるんじゃないかと思うんです。私は、議案として条例を出す以上、そうあるべきだと思います。

まして、そのときに、これは正しいんです。違うんじゃないんですかと言ったことに対して正しいですよと言って答弁をしておきながら、いや、やっぱりそうでしたというんじゃない、ちょっとあまりにも議会を軽視し過ぎているというような気がするんですけど、その辺で、私は今、この条例を出すのであれば、上程するのであれば、改正条例を出すのであれば、そのときの答弁を撤回するなり、修正するなり、そういうことが必要んじゃないのかなど。いや、やっぱり、あのときの言われたことが正しかったから、それで変えますよという話じゃないと思うんですけど、いかがでしょう。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後3時30分休憩

午後3時31分再開

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 田中議員さんの御質問に対するお答えですが、前回議案上程した段階では、その33条というか、警察署長の行為のところについては適当であるというふうに判断をしておりましたので、特に修正云々というのは差し上げなかったわけでございます。ただ、委員会の中で御意見をいただいたわけでございますので、ほかの御指摘の事項のところをあわせて、その後、内部で検討した結果、この警察署長の行為自体を条例で規定することについて、削除するべきであろうというふうに至りましたので、今回議案として上程させていただきました。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと納得できないんですけど、要するに、そうやって去年の6月議会で言われたことは、そのときは正しかった。今の時点では、ちょっと削除すべき条項だということは、その削除すべき条項が、去年の6月から今の間までずっと条例として生きていたわけだから、やっぱりそれはあるべき姿じゃないでしょうということを申し上げているんで、条例を上げるときは、そこまできちんと精査してやるべきじゃないんですかねということを私は申し上げているんで、町長さん、さっきから何か言われていますんで、もし何かあれば御答弁。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 御指摘のとおりだとは思いますが、委員会の議論の中で、警察署長の分野を削除をしてまで再訂正して、それをやるべきとこまで本当に至るかどうかということについて

ては、その条例改正を出したほうとすれば、そこまでの削除して再提出、提案したいという、修正するというところまでは考えていなかったわけですが、今回のこの条例改正、一部改正があるわけですから、それに合わせてということでございまして、ですから今、田中議員さんのおっしゃることは、6月のときにやっておけばよかったんじゃないかということでございますが、確かに6月のときに修正までしてから議決をとろうということまでは、そこまで続くかということには至らなかったと思いますが、ですから、今回もこれだけやるということではなくて、今回の一部改正の中でそういう御指摘があったことを鑑みて、内部できちんと議論をし、協議をした結果、それは削除するべきであろうというようなことに至ったからこそ、今回やっておるということでございまして、それだけを今回やったと言ったら、いや、やらなかったんですね。今回これだけやって1部改正して、まあ、たくさんあるわけですから、前回の御指摘いただいたところを合わせて修正をして、今回一部改正をしたというふうに御理解をいただきたいと思いません。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） こっちの資料のほうから、連帯保証人制度の見直しというのがあるって、極度額は規則で定めると。この極度額はなぜ規則なのか。要するに、ケースによって極度額を変えていこうという、そういうあれがあるのかどうか、予定があるのかどうか、規則でどういふふうに定めることを予定しているのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 砂田議員さんからの御質問で、極度額をどの程度で考えておられるのかという御質問だったかと思いますが、今の段階では、入居当初の家賃6カ月相当分というふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） それは別に規則じゃなくたって、条例できちんと、要するに負担金になるわけですから、負担金として条例で定めるといふことのほうが、はっきり明示されることと思うんですが、いわゆる負担金条例として、いろんなケースによって6カ月、この人は6カ月、この人は3カ月というふうに分けるのであれば、いろんな所得によってとかで分けるのであれば、規則ということもあるかもわかりませんが、もう一律6カ月ということであれば負担金になるわけですから、負担金、完全な負担金じゃないですが、ほかの人に請求できることになるわけですから、債務者と全く同じ立場になるわけですから、規則である必要がありますでしょうか。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午後3時38分休憩

午後3時54分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 砂田議員さんからの御質問であります、極度額を条例で定めない理由ということでございますが、まあちょっと消極的な説明になりますけれども、地方自治法の228条で分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないという規定がございます。今回の極度額の設定自体は、これらのものには該当しませんので、必ずしも条例で定める必要はないというふうに理解はしております。

ただ、先ほど御質問にありました、どのくらいの額を設定するのかというのが、議員さんにとっては見えない規則ということになりますので、法制執務上、規則で定めるということの、条例で定めるべきなのかどうかというのもちょっと今後検討させていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） いつかも私、国の通達を示して、保証人についても設けないことができるような通達もありましたけれども、要するに国は、低所得者でも公営住宅に入りやすいような状況をつくっていくべきだというのが基本的な姿勢であって、こういうふうに極度額を規則で、見えない状況で、いつの間にか7カ月になっちゃった、1年分になっちゃったみたいなんでは、なおさらその公営住宅が公営——公共施設が公共施設として機能しなくなる。国のそういう通達からも逆行する。そういう立場から私、質問しているわけで、できるなら私は連帯ではなくて、連帯をもいだ保証人にするとか、なかなか今、公営住宅に入りたくても、そういう保証人をつけなければならないという、その1つの山を越えなければならないというところで、入りにくい状況もあるというふうに国のほうも認識しているということで、6カ月分って決めるのであれば、それはイコール金額になるわけですから、そういうふうに検討していただきたいと思います。

ちょっと伺います。保証人に、主たる債務者に請求できないで、連帯保証人に請求をしたという例は、町営住宅で今、資料があればいいんですが、どれぐらい、件数でいいと思うんですが、件数で言いにくければ割合でもいいですけども、あるのかどうか。そういうケースが本当にあるのかどうか、伺います。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 砂田議員さんの御質問で、連帯保証人に請求した過去例があるかというお話でございますが、ちょっと件数は済みません。件数と金額は今現在承知しておりません。最近の例でいえば、入居者の方が亡くなられて家賃が滞っている方の例で連帯保証人さん

に請求した例は、ございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第32号周防大島町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第20号周防大島町交通安全指導員設置条例の廃止についてから、議案第32号周防大島町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の一部改正についてまでの質疑を終了いたします。討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

日程第32. 議案第33号

○議長（荒川 政義君） 日程第32、議案第33号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例及び周防大島町立病院条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第33号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例及び周防大島町立病院条例の一部改正について、補足説明いたします。

議案つづりの63ページをご覧くださいと思います。

本議案は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54条。以下「改正法」という。）が平成29年6月9日に公布され、令和2年4月1日に施行されるため所要の改正をするもの及び周防大島町病院事業局の再編計画を実行するため所要の改正をするものでございます。

第1条の周防大島町病院事業等の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）の一部改正についてですが、設置条例第6条の改正は、改正法の施行により引用する部分に条ずれが生じるため改正するものでございます。

設置条例別表の改正は、周防大島町立東和病院の病床数を114床から99床に改正し、周防大島町立橋病院の名称を周防大島町立橋医院に、診療科目、病床数を改正し、周防大島町立橋病院附属健康管理センターの名称を改正するものでございます。

第2条の周防大島町立病院条例（以下「病院条例」という。）の一部改正についてですが、題名は周防大島町立病院及び医院条例に改正し、病院条例第1条中の周防大島町立病院の次に及び医院を加え、病院条例第2条の表及び第6条第1項の表周防大島町立橋病院を周防大島町立橋医院に改正するものでございます。

附則第1項は施行期日を定めており、令和2年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、周防大島町スクールバス条例の一部改正についてですが、周防大島町立橋病院の名称変更に伴いまして、別表第1、別表第3及び別表第4中のバス停名称について、町立橋病院前から町立橋医院前へ改正するものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 大変申し訳ございませんが、議案説明資料つづりの中で先ほど誤りが見つかりました。

25ページの、2の改正内容の欄の②の4行目ぐらいですけれども、最後のところですけど、周防大島町立橋附属となっておりますが、橋医院が抜けておりました。訂正のほどをよろしく願います。

大変、朝から、たび重なる誤りがありました。大変、申し訳ございません。

○議長（荒川 政義君） 医院の字句をつけ加えてください。

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。議案第33号、質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 橋病院が有床診療所に転換することによって橋医院という名称へ変更ということなんですが、この橋医院という名称に、いまいち私はしっくりこないんですけれども、橋診療所という名称でも逆によかったんじゃないかなと思うんです。この橋医院という名称に決まった理由と経過を教えてください。

さらに、診療科目で、以前いただいた計画案の中では、皮膚科も耳鼻科も廃止というふうなことでございました。ただ、町民からの要望等もあつてのことだとは思いますが、ここに来て継続という形になったということだろうと思います。

それですね、一応、議会が承認というか合意して、オーケーじゃないですけど、得た改革案を、ここでまた、ころっとまた変えているというふうな印象を受けたんですが、それについては、いかがお考えでしょうかというか、いかがなものかと思う——まあ、うれしいことなんですけども、いかがなものかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 名称につきましては、議員さんの言われるとおり、非常に悩んで、いろいろしました。東和病院附属橋診療所という案も出てきたりして、診療所ということは出たんですが、診療所になると、やはり、名前が長であると。所長になるし、医院であればそのまま医院長でいけるかなという。名称に対してはそれほどはなかったんですが、やはり医院のほうが、なじみがあつていいのかなと思うし、開業医さんも普通は皆、診療所なんですけど、皆、

安本医院とか、山中医院にもされているしということもあって、医院のほうがいいんだろうと考えて、最終的に医院と。きょうの決まるまでは仮称ということで出していますが、そのほうがいいと思って決めました。

診療科目についてですけれども、はじめは、耳鼻咽喉は広島大学から今、週3回ほど来てもらって、1日に東和と大島、大島と橘、橘と東和というのを繰り返しておって、3回は多いので2回にしてもらおうと。そういうときに、橘病院よりは大島東和、東和大島ということで、午前、午後を逆にして2回にしようということではじめは考えていたんですが、あそこにさざなみ苑がありまして、やはり耳鼻科がどうしても連れていく——、東和病院まで連れていくのも大変だということで、議員さんも言われましたように耳鼻科を置いてほしい。また皮膚科も置いてほしいということで、皮膚科は徳山の開業医さんですがお願いして来ていただけるということで、こちらに加えました。

確かに、計画案のときには皮膚科と耳鼻科はないということにしていたんですが、さざなみ苑と、また地域の人少し要望、少しじゃない要望もありまして、その2つは残すことにしました。

そして、現時点では外科と整形があるということになっていたんですが、やはり外科を置く限りにおいては、やはり週に2回でないと難しいと。そうすると、先生の勤務が難しいのと、整形も今、東和病院に村上先生と田中先生が——村上院長と田中先生がいるんですが、田中先生が今度はさざなみ苑の施設長に行きますので、さざなみ苑の施設長をしながら橘病院の整形外来をやるということはちょっと難しいということで、外科と整形は、医師がいないということで、ここを外しました。また、医師が見つければ、加えることは可能かと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） まあ御存じのとおり、私は、もうその計画自体、この前段の話で、もう反対してきましたんで、この条例案も、まあちょっと質疑するのとはばかれるんですが、まあ仮にこの条例が通って橘病院が橘医院に変わるということになったときに、橘地区、安下庄地区、特に高齢者の方とかですね、歩いて病院に通わなきゃいけない人とか、特養とかそういった高齢者の施設もあります。そういった方々がこれまでどおり、その橘病院で、例えば受け入れが何も変わらないとか、医院、診療所が変わることです、それともこういったところが変わるのかというようなことをちょっと心配されている方も多いで、その辺をちょっと御説明いただければと思います。

特に夜間とか休日、そういったときの受け入れがどうなるのかということも含めて、ちょっと御答弁いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） まず、橋病院にそうはいつでも19床の病床があり、今でも15人の入院患者さんがいますし、さざなみ苑は70何人、80床で70数人がいますので、どうしても夜間及び休日、祝日が気になるということで、いろいろ議論をしまして、今はオンコール制で、何かあったときには橋病院の岡院長と山本副院長が毎日、何かあったときは見ると。そして、やはり手に負えないときには、バックアップで東和病院と大島病院に見てもらおうという形です。

一応、さざなみ苑は田中先生がおられますが、専門が整形ですので、もしも急患、内科的なものがあれば、今言いました岡院長と山本先生で見ると。今のところ外来等は一応、内科は毎日ありますし、それでどうこうあったときには東和病院に運ぶと。運ぶというか、連れていくという形をとりたいと思っています。

検査のほうも、現在では一応、昼間の検査は、まあ所属は東和病院になりますが、検査技師さんがおるし、エックス線のほうも撮れる状況です。

で、大体いいですかね、説明。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 要するに、病床数は減るけど、大体受け入れとしては今までどおりで心配ないよということなんかもしれませんけど、そういうことをきちっと町民の方に伝えていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 私も田中議員と同じ質問をしたかったんですが、今の御答弁では、夜間も常時2人のお医者さんが常駐しているというふうに理解していいんですか。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 2人の先生が交代で、家におるといことです。だから、何かあったときは必ず出れる範囲において——、当直はありませんので、病院に当直という形ではなし。

だから、看護師さんはおりますし、さざなみ苑のほうにも看護師さんと介護福祉士さんで3人おります。事務も、当直は置きます。ただ、医師の場合は当直はなしで、家でオンコールという形です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。（発言する者あり）

○議員（4番 砂田 雅一君） 2人のお医者さんはそれぞれどこに住んでいらっしゃいますか。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 岡院長は、あそこの官舎です。あの山銀の上の官舎で、山本先生は自宅はちょっと——、その下だそうです。町長のほうがよく知っている。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） じゃあ、そうすると、夜間でも2人のお医者さんは近くにいらっしやるということで、仮にさざなみ苑で急変が起きた場合は、2人のお医者さんがそれにすぐに、橘医院で対応するということがいいですか。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） もちろん、田中先生がおられますので、まず最初の——、さざなみで何かあったときには田中先生に連絡して、そこで時に今度、岡先生か山本先生にという形になるかと思えます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は会期中最終日の本会議といたします。

日程第33. 議案第34号

○議長（荒川 政義君） 日程第33、議案第34号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第34号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について補足説明をいたします。

本議案は、本町が加盟しております山口県市町総合事務組合における同組合規約を変更するにあたり、各加盟団体との協議が必要とされていることから、本議会にお諮りするものであります。

それでは、規約変更の詳細について御説明をいたします。

別表第2の8の項につきましては、令和2年4月1日から、公平委員会の設置及び権限に関する事務を共同処理する団体に、山陽小野田市を加えるものでございます。

別表第3については、非常勤職員の公務災害補償に関する事務を共同処理するにあたり、対象となる非常勤職員の種別を指定しているもので、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、文言を改正しようとするものでございます。

なお、附則第1項で、施行日を令和2年4月1日とし、同第2項では、施行日以前に被災した非常勤職員については従前の例によることとしております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。議案第34号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中最終日の本会議といたします。

日程第34. 議案第35号

○議長（荒川 政義君） 日程第34、議案第35号辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第35号辺地総合整備計画の策定について補足説明をいたします。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、浮島地域に係る令和2年度から令和6年度の5カ年における辺地総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

具体的には、令和元年度までの現行計画で未了となる江ノ浦簡易水道に係る海底送水管布設事業を再度掲載するとともに、現在稼働中の漁業集落排水施設の更新を新たに掲載しております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。議案第35号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 中身の話じゃありませんけど、この整備計画書をちょっとホームページのほうで探してみたんですけど、多分、掲載されていないんだろうと思います。近隣自治体では、ほとんどこういうのを掲載しております。あくまでも計画書ですから、しっかり情報提供っていうか公表していただきたいと、現行計画についていえばと思いますが、その辺について見解をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 岡本政策企画課長。

○政策企画課長（岡本 義雄君） ただいま田中議員さんから御質問のございました総合整備計画書につきましては、早急に掲載をしまいたいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これから討論、採決に入ります。

議案第35号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これから起立による採決を行います。議案第35号辺地総合整備計画の策定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第36号

○議長（荒川 政義君） 日程第35、議案第36号新町建設計画の変更についてを議題とします。
補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第36号新町建設計画の変更について補足説明をいたします。

本案は、新町建設計画の変更にあたり、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第7項の規定に基づき、本議会の議決を求めるものでございます。

本町の新町建設計画の期間は、合併から令和元年度までの15年間となっており、計画に基づき、合併特例債等を活用して事業を実施しているところでございます。

平成30年4月に公布された東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第19号）により、合併特例債を起こすことができる期間が5年間再延長されましたので、本町においても引き続き、地域全体において、防災・災害対策事業や観光施設の整備促進、生活環境の整備促進などの事業を継続して実施し、その財源として合併特例債を活用するため、新町建設計画の期間を5年間延長しようとするものであります。

主な変更や追加した箇所について御説明を申し上げます。

新町建設計画本文の下線を引いている箇所が変更、追加したものでございます。本文93ページ以降に、変更箇所の新旧対照表を添付しております。

それでは、議案つづり別冊になりますが、新町建設計画変更（案）をご覧願います。

36ページから46ページになります。

第3章、新町まちづくりの将来像の中では、計画期間を令和7年3月までの20年間とし、42ページから、第4節、将来構想の基本フレームにおいて、国の総人口は平成17年に戦後初めて前年を下回った後、平成30年にピークとなり、平成23年以降、継続して減少していること。

山口県の総人口は、昭和60年の160万人から一貫して減少が続いていることから、人口、

世帯数、就業人口における推計値をもとに、令和7年の目標人口を1万3,500人、目標世帯数を6,750世帯に設定しております。

国立社会保障・人口問題研究所は、令和7年の人口を1万3,145人と推計しておりますが、防災安全対策、健康福祉の充実、産業の振興、生活環境の整備のほか、UJIターンの促進など、定住人口増に向けた取り組みを推進した成果としての目標人口は1万3,500人であり、目標世帯数が6,750世帯ということであります。

次に、51ページをお願いいたします。

第2節、主要施策中、Iの元気のあるまちづくりの1 魅力あるまちをつくる事業については、既存施設の老朽化・長寿命化対策の取り組みと、関連する事業などを追加しております。

また53ページから、④住宅の整備の主要事業に、若者定住促進住宅建設事業などを追加しております。

続いて、55ページから、2 地域の安全を守る事業中の①町土の保全対策の推進については、主要事業に海岸堤防等老朽化対策事業、漁業集落環境整備事業の追加と、③消防・防災対策の充実については、防災計画の見直しなどを追加しております。

次に、59ページから、3 地域の産業を生かす事業中の①農林業の振興については、鳥獣被害の防止対策、担い手の確保・育成などの主要施策を追加しております。

次に、62ページから、②水産業の振興については、主要事業に漁港漁場機能高度化事業、ニューフィッシャー確保育成推進事業などを追加しております。

次に、67ページ、③新たな時代の定住対策の推進については、定住促進対策の推進についての事業を追加しております。

次に、72ページから、2 地域の生活基盤を整える事業中の②下水道施設等の整備については、下水道施設の長寿命化（ストックマネジメント）計画の策定と施設の延命化、主要事業にストックマネジメント事業を追加しております。

次に、74ページから、3 生き生きとした人をつくる事業中の①学校教育の充実については、学校施設長寿命化計画に基づく、老朽化対策などを追加しております。

次に、85ページ、(2)健康の維持・増進は、名称の変更と主要事業の新設に伴うものなどを追加しております。

続いて、86ページ、3 行政サービスの向上と財政運営の健全化中の①行政組織の効率化について見直しを行うとともに、主要事業に、自治体クラウド、新たな行政サービス提供ツール等の開発を追加しております。

次に、89ページ、第5章、新町における県事業の推進につきましては、鳥獣害に強い集落づくり事業などを追加しております。

続いて、90ページ、第6章、公共施設の適正配置につきましては、周防大島町公共施設等総合管理計画を追加しております。

続いて、91ページから、第7章、財政計画につきましては、平成16年度から令和6年度までの21年間について作成する中で、平成30年度までを決算額とし、令和元年度以降は見込みとしたものであります。

以上が、新町建設計画の主な変更や追加をした内容でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。（「20年のところを30年って」「訂正しますか」と呼ぶ者あり）

済みません。間違いがありましたので、訂正させていただきます。

2ページになりますが、36ページから46ページ、第3章のところ。済みません、42ページになります。

第4節の将来構想の基本フレームにおいて、国の総人口は平成17年に戦後初めて前年を下回った後、平成20年にピークとなりのところが、30年と説明をしてしまいました。訂正しておわびを申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第36号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 2点ほど、ちょっとお尋ねをいたします。

新旧対照表のほうで9ページに、交通体系の整備というのがございますが。もとの計画では総合的な交通システムを検討するというような、かなり具体的な記載があるんですが、それが随分、関係機関等と早期に検討しますという簡略化された、何かトーンダウンしたんかなってというような印象を受けるんですが。

この交通体系の整備っていうのはあらゆることに関連してくることで、非常に重要な対策課題であると思っておりますが。これがトーンダウンしているんでなければいいんですが、なぜ、あえてこの具体的な検討策というものを削除したのか、ちょっと御説明をしていただきたいと思えます。

それともう一点は、23ページに、行政組織の効率化というのがございますが。ここで総合支所の記載が削除されておりますけど、総合支所の機能っていうのを見直すとかそういったことは検討されているということで、こういう記載になっているのかどうか、その辺もあわせて御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 田中議員さんの、交通体系の充実ということなんですが。過疎高齢化により新たな交通体系の整備が必要になっている中で、変更前はバスを主眼に置いた計画

をしておったけれどですね、今後はバスに特化した計画から、バスも当然含みますが、それ以外のものを含めた移動の方法を考慮した体系の整備という意味で記載しております。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 総合支所のくだりでございますけれども、合併前の現計画では、総合支所の機能の充実は新町において非常に重要な部分であり、現行のような表記となっておりますけれども。今後、人口減少が進み、職員数が削減されていく中で、行政サービスが低下しないための全庁的な取り組みとして、柔軟かつ確実に対応できる組織の構築や、新たな行政サービスの提供ツールなどの導入を行えるような表記に変更したものでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） よくわからないんですが。

最初に交通体系のほうなんですけど、バス以外も含めた整備をしていくと。決してトーンダウンじゃあないということだろうと思いますが。具体的には、当面は私は喫緊の課題として捉えたときに、バスをもう少し密にっていうんですかね、バスを使う方策を、まずは考えるのが基本になるかなと思ったんですが。それ以外っていうのは具体的に、例えばどういうことがあるのか。その辺もちょっと教えていただければと思います。

それと、総合支所のほうは人口減少に伴う対策というか、書き方ということなのかもしれませんけど。人口減少になれば高齢化もありますし、なおさら地域における身近な窓口機能っていうのは、重要になってくると思いますが。今、具体的になくても、どういうふうに捉えておられるのか。地域の細かな窓口っていうのは、今後、強化していくと考えられているのか。縮小する中で、この総合支所の記述が消えたのか。その辺をちょっと、もう少し具体的に御説明いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 陸上交通体系の充実ということで、当然バスもメインには考えていけないといけないと思いますが、それ以外のものとして国交省が若干示しているものがございまして。例えば介護サービス車両の利用、あるいは社協等によるボランティアによる輸送。あと自治会が運営主体となって、自治会の会員を輸送するとかいろんな、スクールバスの混乗も当然その1つだというふうには考えております。だから、あらゆる手段というふうに理解していただければというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 職員が減少していく中で、総合支所のあり方というのは、当然ながら、今回新たな行革の大綱なりそれを検討していく中では、考えていかにゃあいけないだろうというふうに思っております。

ただ、それであっても行政サービスとして低下をさせない、させないというかそのためにはやはり、柔軟かつ確実に対応できる組織の構築や、新たな行政サービスの提供ツールなどを導入しないといけないだろうという意味で、こういう記述になっております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 以前、福祉タクシーとかいうことを提案したこともあるんですが、なかなか地域の交通体系っていうんですかね、既存のシステムがあって、なかなかそこに踏み込めんという回答があったと思うんですけど。見解っていうんですかね、町としての。そこらを、じゃあもう乗り越えて、いろんな移動手段を総合的に考えて、この交通体系を整備していくという表明であるというふうに捉えてよろしいのか、どうか。

それと、要するにさっきの総合支所のほうは、行政サービスの低下を招きかねないちゅうのは当然なんですけど、そのために、じゃあ、総合支所にかわる新しい体制というんですか、機構を考えているのか。その地域の窓口、さっき言った、私が言った、その地域の窓口の必要性についてどのように考えておられるのか。そりゃあ、もう、人口減少するんだから、広がってもしようがないと言うのか、あくまでも地域の窓口は大事にして、それを置いていくんだというふうに考えておられるのか。ちょっと、そこだけでいいんで、もう1回御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、御指摘のあったことを総合的に考えてみますと、新町建設計画の変更案がちょっと荒っぽいようなことではないのかというふうな御指摘ではないかと思いますが、この変更計画案見ていただいたらわかりますように、まさに、2004年、平成16年につくった案でございまして、2004年、平成16年から、要するにこれまで、平成32年ですから、ちょうど、今、令和2年までの15年間の計画がこういうふうの新町建設計画を設立して、そしてまた、合併に進んだわけですが、要するに15年前の計画と今の計画ですから、当然のことながら、これを比較するということがもう既に相当ナンセンスちゅうような言葉悪いですが、比較できないということになると思うんです。ですから、今回、これをまともに新町のまちづくりの将来像が、じゃあ、これ直してないところは、そのままいいんですよねというふうに言われたら、いずれにしても、全部そっくり直さないけんのじゃないですかということだというふうに私は感じておるわけです。じゃあ、何で、こういうことになったんかということになりますと、実は、合併の特例事業が要するに5年間延長されるということになりました。本来でいえば、15年で終わるとるわけで、今年度で終了するんですが、これが令和7年2025年の3月までの20年間になったわけですが、書いてあるとおりですが、そういたしますと、この計画に基づいた事業を進めるということになるんですが、実は、言うなれば、合併特例債を使った事業が5年間ほど可能になったということが、1番大きな理由でございまして、それじゃ

あ、計画もないのに特例債だけをやるのかということになりますから、当然ながら、この計画の変更をしなければならないということでもありますので、非常に荒っぽい話で申しわけないんですが、今のこれをまともに平成16年の計画と今の計画を直しておるんだというふうに捉えていただくと非常に矛盾を感じられるのではないかと思います。じゃあ、ここの中で、改正、訂正がされてないところは、じゃあ、そのままでいいんですかということ、今2点ほど御指摘がありました。私は、そんなことはとてもないと思うんです。ですから、そのことをあまり掘り下げていかれると、当然のことながら、15年前の計画と今から5年間の計画をこのままで使えるところがあるんですかということになると思います。

2点ほど言われましたので、私からもちょっと申し上げておきたいと思いますが、実は、その15年前のときの公共交通の状態と今の公共交通の状態を考えてみていただいたら、とてつもない大きな状況の変化が起こっておると思います。合併して5年目ぐらいだったと思いますが、まだまだ、ロボットタクシーの時代が本当にまだ目新しい時代でございました。その当時、周防大島町を特区として取り上げていこうという取り組みをしようということで、大分進んでおったんですが、そうしますと、もし、公共交通が薄くなったとしても、そのすき間を埋められないかというようなことも考えたわけですが、結果的には、この特区にはとれなかったということになります。そちらのロボットタクシーの話も、無人タクシーも、どんどん全国的には進んでおるわけですが、そういうふうな状況にあるものと、この2004年の計画とを比較するというのは、はっきり言ったら、ちょっと無理があるというふうに思っておるところでございまして、また、これは、新町建設計画ではなくて、新しい総合計画も今から立てなければならぬということの中で、議員の皆さん方からいろいろな御意見をいただき、この総合計画に反映していただけたらと思っておるところでございまして。

もう1点の指摘は、総合支所の問題でございました。当時は、合併したときには、総合支所の機能をどんどん充実して、地域にきちんとした旧町ごとの総合支所、そして、また、旧町ごとの機能を残すんだというような目的と目標で、総合支所という形にしたと思います。しかしながら、今現在は総合支所という名前が若干重荷になっておるというふうなぐらいのつもりであります。機能として、窓口機能を残すということはもちろんのことでございますが、しかしながら、合併した当時の20人近くおった職員数は半減をいたしておりますし、当然ながら、半減をしておってできるぐらいの業務量になっておるということでもあります。しかしながら、総合支所と出張所というのでは大変大きな、名前が違うだけじゃなくて、経費の問題もすごく違うわけでございまして、そこらも含めた考え方をしなければならない状況にありますが、この計画の中では、今、総合支所の機能、要するに窓口機能はきちんと持っていくんだという計画は残しておるところでございまして。

ですから、今回の新町建設計画を、済みません、まともに読むなちゅうのはいけんけど、（笑声）これをですね、要するに比較表は、15年前と今15年後と、そして、これから5年間の計画を比較していただきたいということでございますので、もし、これを直すんじゃなくて、そっくりつくり変えたらどうですかというふうな御指摘があるのではないかとというふうに私も感じておったんですが、合併特例債がもう5年間ほど延長になるということで、合併特例債を活用する事業ができるということのメリットを、この新町建設計画の変更で出していきたいというふうに思いますんで、御理解をいただけたらと思いますんで、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか、砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） まさに、今、町長が答弁された中身を、そういう基本的な計画書のことについて伺おうと思ったんですが、極端に言えば、あまり中身にこだわるなど。とにかく合併特例債の延長を国に認めてもらいたいから、これを出すんだと、というふうに私は受けとめて、そんなら一生懸命読むんじゃなかったというふうにちょっとと思いますが、私、伺いたいのは、合併して16年たって特例債が延長されるということで、これを国に提出する。国のほうは、合併した町がどういう政策を今後行っていくのかということを見極めていくというものに使うということもあるんじゃないかと予想しますが、だとしたら、国が求めている合併した町の姿というのは、今、町長がおっしゃったような、合併する前は、いや、支所は残しますよ、住民サービスは高いほうに合わせますよという、やったけれども、もう16年たったんじゃけ、ええじゃないかと、というふうにもとれる。だけど、国としてはそういう、例えば、公共施設等総合管理計画書のような、国が各市町村に、これを絶対つくりなさいと、つくりなさいという指導をした上で、各市町村につくらせる。そのつくるにあたっては、統合や廃止などを織り込めということで各市町村につくらせた。本町はそのおかげで、起債に対して交付税が算入されるというあめの部分もあったわけですが、そういう国が求めている施策のとおりにつくっていくかどうか問われているだけで、あとは、町長がおっしゃったようなあまり中身は、それがあさえすればいいんだというようなものなのかどうか。私は、そこ読んで、そういうふうに感じたんです。私が言っていることは間違いなのか、どうか、伺います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 砂田議員の御指摘は、特に間違っておるとは思っておりません。要するに、ちょっと若干申し上げますと、公共施設の管理計画のことが出ましたが、公共施設管理計画を立てなさいとか、立てるとかということじゃなくて、国のほうが言っておるのは、公共施設管理計画がなぜ必要なのかと言いますと、国全体の人口がこれだけ減少しておってきております。要するに、この中身は別にしまして、子供はどんどん100万人を切るほど生まれていないということからすると、これから将来20年たつとそういう形になるわけです。ですから、そうした

ときのことを人口推計をすると、当然ながら、ほとんどの自治体が人口が減少して、今までの公共施設は余剰なものになってくるであろう。そうしますと、今度は、人口減少すると当然ながら予算規模も縮小します。そうしたときに、今まであった課題、人口的にですよ、人口に比例して過大である公共施設をきちんと整理しないと、とつても財政的にやっていけないですよということをですね、国は、そりゃ、これをやれとか、やるなとか言いよるわけじゃなくて、公共施設管理計画できちんと将来の人口規模と公共施設の維持管理ときちんと精査しておかないと、将来行き詰ることになりますよ。ですから、公共施設管理計画をちゃんと立てて、その精査をしてくださいよということの意味で、公共施設管理計画を立てるよということ国が言っておるんだろうというふうに私たちは理解しております。

そこで、この人口の減少が予測されておったのではないかというふうに思いますが、当然ながら予測されておりました。人口の減少は予測どおりか、それより若干早い年も遅い年もありますが、大体こういうスピードだったというふうに思いますし、財政シミュレーションも1番最後についておりますが、済みません、差しかえになってしまいましたが、財政シミュレーションも当たらずとも遠からずというところで来ておるというふうに思います。ですが、そういうことを合併時15年前にも、ある程度は予測しておったのが当たっておるところもありますが、実際、じゃあ、それに同じように計画どおり乗っておるかというたら、それとは全然違う方向に行っておることもたくさんあります。ですから、今回のこの新町建設計画の変更、延長については、もし、これを新町建設計画をきちんとした精査してからやろうというのであれば、前のをやり直すんじゃないくて、新しく今の状態で、今の令和元年度、2年度をゼロにして、こっから5年間をつくるというんでないと、なかなか難しいんじゃないかというふうに思います。それを今まともに言ってもいいかどうか別ですが、合併特例債を活用するためには、どうしても新町建設計画の延長が必要だということでもありますんで、それをやっておるわけですが、新町建設計画がなければ、合併特例債の発行は当然できないわけですが、合併特例債というのは、周防大島町にとっては非常に有効な、有利な財源でありますので、これはぜひとも、あまり現実的な話しなくてもよろしいかどうかわかりませんが、新町建設計画の変更をやることによって、合併特例債がさらに5年間延長発行できるということでもありますんで、そちらのメリットを今回は追及させていただきたいと思っております。

砂田さんのおっしゃられることは、ほぼ当たっておるんじゃないかと思っておりますんで、よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。ええ、新山議員やる。はい、わかりました。時間延長します。先に。（「済みません。今、いろいろ」と呼ぶ者あり）

議長としては、本日の会議時間、議事の都合により、あらかじめ延長いたしたいと思っております。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは決定されました。

失礼しました。新山議員。

○議員（10番 新山 玄雄君） 一言申し上げます。今、いろいろ議論聞いておりました、実は、新町建設計画の策定委員会の委員長を私が務めておりました、あのときの熱気はすごかったですよね。スローガンとしては、元気 にこにこ 安心で21世紀にはばたく先進の島をつくろうということで、いろんな知見を集めて、建設計画をつくったわけです。その建設計画に基づいて、財政にしても、いろんな事業にしても、私はよくやったと思いますよ。皆さんも議会も一緒になって頑張ってきた。そして、だけど、現実はなかなか厳しい。非常に厳しい状況が今続いているわけですが、これを5年延長すると、こういうことで、何か消化試合みたいな感じがちょっとしたんですけども、そういうことではなくて、やっぱり、あのときの熱意というか、意欲というか、そういうみんなが協力してやろうとか、そういうふうなことをしっかり思い起こして、この新町建設計画の延長に取り組んでいただきたい。そういうふうに思うわけでありませう。

町長、いかがですか。町長さんはあのときにもう橋町代表で行政のほうから選抜されて、いろんな議論を重ねた経緯があります。ぜひ、よろしくをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 私も合併事務局におきまして、いろいろ合併のことに携わりましたし、また、この新町建設計画のこの財政計画も私が中心になってから立ったという覚えがあるんで、これに、この計画に沿った状況になっておればというふうに思いますが、当たっているところもあるし、そうでないところもございます。

今、新山議員さんがおっしゃられたように、新町建設計画は、確かに15年はたちました。しかしながら、これを5年間変更、延長して、そして、この新町建設計画をベースに、これからの5年間の取り組みというものをやっていかなければならないというふうに思います。そして、これは新町建設計画をベースにして、当然ながら、先ほども申し上げましたが、この令和、新しい次の令和2年度はいろいろな計画が全て新しく立てなければならない年になってくるわけでございます。1番大きなものは、周防大島町の総合計画の策定がありますし、そして、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、令和3年度から令和2年度中に立てなければならないということもありますし、いろいろな長期計画がちょうどありますので、それと、この新町建設計画の変更とか、この財政シミュレーションとかをあわせて、この新町建設計画の今回の変更案をぜひとも御承認いただいて、それをベースに、またほかの新しい、これは延長ですが、ほかのプランを新しく立

てる計画でありますので、ぜひともそれとあわせて、これからの合併15年後の、16年後ですか、16年後の新町のまちづくりについて、これが反映できればと思いますので、どうぞ、御議決をいただきますように、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。

議案第36号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 合併特例債を延長して受けること、そのものに異論を唱えるものではありませんけれども、今回の変更内容の記述について異論があります。また、この新町建設計画全体を通して、私どもと考えの違うところはたくさんあるのですが、今回の変更内容に限ってのみ、討論したいと思います。

まず、72ページの地域の生活基盤を整える事業のところでは、県内で極端に高い水道料に対しての改善見通しも計画ありません。これでは、いつまでたっても、他の市町に比べて極端に高い水道料を払い続けることになり、町民の負担は軽減されません。今回の変更案でも、それは改められておらず、反対です。

6章の公共施設の適正管理、7章の財政計画のところでは、公共施設等総合管理計画に基づいた適正配置に努めるとありますが、この計画に貫かれているのは、公共施設の廃止や統廃合、施設の処分が主なものです。変更箇所新旧対照表では、6章の公共施設の適正配置のところには、変更前にはなかった統合、廃止、転用の文字が新たにつけ加えられています。これも町民サービスの低下を招く重要なものとして、この変更反対をいたします。

これらを主な理由として、今回の変更内容について反対せざるを得ません。

○議長（荒川 政義君） ほかに賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第36号新町建設計画の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後 5 時 01 分休憩

午後 5 時 12 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 6. 議案第 3 7 号

日程第 3 7. 議案第 3 8 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 3 6、議案第 3 7 号油宇集会施設の指定管理者の指定についてから日程第 3 7、議案第 3 8 号小泊集会施設の指定管理者の指定についてまでの 2 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 3 7 号及び議案第 3 8 号について、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第 3 7 号油宇集会施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、周防大島町コミュニティ施設設置条例に定める油宇集会施設の指定管理者の指定について、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

この施設は、自治会組織油宇自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところです。よって、施設の設置目的からも、非公募によりこれからも引き続き油宇自治会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただいたところでございます。

なお、期間につきましては、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日としております。

次に、議案第 3 8 号小泊集会施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、周防大島町コミュニティ施設設置条例に定める小泊集会施設の指定管理者の指定について、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

この施設も、議案第 3 7 号同様、自治会組織小泊自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところです。よって、施設の設置目的からも、非公募によりこれからも引き続き小泊自治会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。

なお、期間は、同じく令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日としております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第 3 7 号油宇集会施設の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第38号小泊集会施設の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第37号油宇集会施設の指定管理者の指定についてから議案第38号小泊集会施設の指定管理者の指定についてまでの質疑を終了いたします。

討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

日程第38、議案第39号

日程第39、議案第40号

○議長（荒川 政義君） 日程第38、議案第39号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定についてから日程第39、議案第40号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第39号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について及び議案第40号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定につきまして、一括して補足説明をいたします。

現在、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に規定する和田苑、しらとり苑につきましては、毎年度1年間を指定期間として、平成18年9月より、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として協定書を締結し、管理運営をお願いしているところであります。

この事業は、高齢等のため在宅生活に不安のある方に対し自炊設備のある居室を提供し、生活援助員を配置して利用者に対し相談・助言を行うものでございます。国の定める要綱でも、指定通所介護事業所を経営するものであって適切な事業運営が確保できると認められるものを指定管理者とすることが規定されております。

このことから、長期間継続し、本施設において総合事業のデイサービス事業及び指定通所介護デイサービス事業を実施している社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会が管理運営を行うことにより、今後も安定的・効果的な施設運営が期待できるものと判断し、引き続き非公募により指定管理者として1年間指定しようとするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第39号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第40号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第39号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定についてから議案第40号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの質疑を終了いたします。

討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

日程第40. 議案第41号

○議長（荒川 政義君） 日程第40、議案第41号平成31年度浮島地区海底送水管布設事業海底送水管布設工事の請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第41号平成31年度浮島地区海底送水管布設事業海底送水管布設工事の請負変更契約の締結について、補足説明いたします。

本工事は、令和元年6月24日、古河電気工業・ユタカ工業特定共同企業体と請負契約を締結し、大島本島から浮島へ水道水を送水するための海底送水管の布設を施工しておりましたが、海底埋設の工程で施工場所の一部に岩礁が確認されたためジェット水流での掘削が不可能となり、水中削岩機で掘削する工法に変更いたしました。

また、漁業関係者との協議により、漁業の操業や漁船の往来に十分な安全を確保するため、警戒船の隻数を増やし配備いたしました。

これらの変更に伴い請負代金を変更することが必要となりましたので、原契約の工事請負金額3億6,630万円に660万1,100円を増額した3億7,290万1,100円で請負変更契約を締結しようとするものでございます。

なお、参考までに、完成期日の変更はございません。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。議案第41号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。議案第41号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第41号平成31年度浮島地区海底送水管布設事業海底送水管布設工事の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。暫時休憩をします。

午後5時22分休憩

.....

午後5時27分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第41. 行政改革等特別委員会の設置について

○議長（荒川 政義君） 日程第41、行政改革等特別委員会の設置についてを議題とします。

なお、特別委員会の目的等については既にお手元に配付してあるとおりでございますので、御高覧をよろしくお願いいたします。

お諮りします。本案についてはお手元に配付のとおり、委員会条例第5条の規定により、8名の委員で構成する行政改革等特別委員会を設置し、行政のスリム化を図り効率的な行政の運営を推進することについての調査研究が終了するまで、これを付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案については8名の委員で構成する行政改革等特別委員会を設置し、行政のスリム化を図り効率的な行政の運営を推進することについて、調査研究が終了するまで、これを付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました8名の委員で構成する行政改革等特別委員会の委

員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、藤本議員、新田議員、吉村議員、田中議員、小田議員、新山議員、尾元議員、そして私、荒川の以上8名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました8名の議員を行政改革等特別委員会の委員に選任することに決定しました。

それでは、直ちに行政改革等特別委員会の正・副委員長の互選をお願いいたします。暫時休憩します。

午後5時29分休憩

.....

午後5時32分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

行政改革等特別委員会の正・副委員長が報告されております。

委員長に小田委員、副委員長に吉村委員が互選されました。委員長、副委員長におかれましては、よろしく願いいたします。

委員長、一言何かございますか。（「大丈夫」と呼ぶ者あり）大丈夫。（笑声）

----- . ----- . -----

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。次の会議は3月5日木曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（舛本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後5時33分散会
